

第10回草津市総合計画策定プロジェクトチーム会議

日時：平成21年4月7日（火）

18時から

場所：501・502会議室

1 開会

2 議事

1 基本構想（草案）について

2 リーディングプロジェクト班、進行管理班の班分けについて

3 閉会

資料

資料1：総合計画構想（草案）について

資料2：「リーディングプロジェクト研究」チーム、「進行管理研究」チーム分けについて

資料3：リーディングプロジェクトについて

資料4：プロジェクト研究スケジュール

資料5：基本計画サンプル

資料6：基本計画施策体系（案）

資料7：施策体系補足資料

第 5 次草津市総合計画 検討資料

【現況課題、基本構想（素案）】

この計画について

この計画は、草津市のまちづくりの基本となる計画です。

【総合計画の構成と内容】

総合計画は、「草津市の現状と課題」「基本構想」「基本計画」で構成し、以下の内容とします。

構 成	内 容
草津市の現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置と地勢 ・ 地域の特性 ・ 人口の見通し ・ 時代の潮流 ・ 国・県の動向 ・ 主要な課題 	<ul style="list-style-type: none"> ● 草津市が置かれている現状を整理しています。 ● 現状や時代の潮流などを踏まえて、草津市のまちづくりの主要な課題を示しています。
基本構想 <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来ビジョン ・ まちづくりの基本方向 ・ まちづくりの姿勢 <p>■ 構想期間： 平成 22（2010）年度から 平成 32（2020）年度まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民と行政がともに将来に描いて共有する、これからの草津市のまちづくりの構想（ランドデザイン）です。 ● ここには「将来ビジョン」と「まちづくりの基本方向」「まちづくりの姿勢」を掲げています。 ● 草津市議会における議決を受けて策定しています。
基本計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ リーディング・プロジェクト ・ 施策 ・ 計画の推進 <p>■ 計画期間： 平成 22（2010）年度から 平成 24（2012）年度まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画期間における行政運営の基本的な指針となる計画です。 ● 「リーディング・プロジェクト」として、本市まちづくりを牽引する施策について、その展開イメージを示しています。 ● 「まちづくりの基本方向」を踏まえた体系的な「施策」を示しています。 ● 市民とともに設定した「施策の目標」と「成果指標」を示しており、達成評価を可能としています。これにより、適切な進捗管理を行います。



草津市の現状と課題

1. 位置と地勢

本市は、滋賀県の南東部に位置して、日本最大の淡水湖である琵琶湖に面しており、京阪神大都市圏に含まれて大阪から約60km、京都から約20km、名古屋から約90kmの距離にあります。

市域は、南北約13.2km、東西約10.9kmで、大津市、栗東市、守山市に接して総面積は67.92㎢（うち琵琶湖面積19.7㎢を含む）となっています。湖岸から田園地・市街地へと平地が広がって、東南部の丘陵地へとなだらかに続く地形であり、その先には湖南アルプスの山並みがあります。



2. 地域の特性

(1) 美しく、変化に富む自然

県内でも温暖な気候に恵まれており、琵琶湖の湖辺一帯に広がるのどかな田園風景は、琵琶湖対岸に臨む比良・比叡の山並みと調和し、四季折々の美しい景観が本市に彩りを添えています。なかでも烏丸半島周辺のハスの群生地は全国有数の広さと美しさを誇り、湖辺のヨシ原は昔ながらの風景を今に残しています。こうした水辺には、冬になるとコハクチョウを始めとする多くの野鳥が群れをなして飛来します。

また、ため池や鎮守の森、天井川として全国的に有名であった旧草津川などが、まちなかの水と緑の空間として残され、住宅地のすぐ近くにある牟礼山イオロ山には、市内でわずかに残された自然の雑木林が大切に守られています。

このように本市には、土地の自然そのもの、そして、自然と人の関わり合いのなかで形作られ守られてきたものからなる、変化に富んだ美しい自然的特性があります。

(2) 行き交い出会う、街道文化

縄文・弥生時代の遺跡をはじめ、南笠古墳群や史跡野路小野山製鉄遺跡などが示すように、草津の地には、太古からの人の営みの歴史があります。

古代官道が走るなど古くからの交通の要衝でもあり、江戸時代になると、東海道と中山道が分岐・合流する地として草津宿が発展しました。多くの大名や姫君が泊まった草津宿本陣は、往時の姿を現代に伝えて国指定の史跡となっています。

さらに、琵琶湖の湖上交通の拠点としても重要な地であり、豊臣秀吉ら歴代の天下人のもと、芦浦観音寺が湖上に浮かぶ船を把握するなどの重要な役割を担い、発達した舟運に矢橋や山田、志那の湊などが活気を見せていたといえます。

こうして、古くから陸上、湖上の交通の要地としての歴史を歩んできた本市には、多くの人やものが行き交い出会うなかで育まれた街道文化が息づいています。また、小槻神社、常善寺、鞭崎神社、蓮海寺、印岐志呂神社など数々の由緒ある社寺、老杉神社の祭礼行事である下笠のサンヤレ踊りなど地域に根付いた伝統芸能、そのほかさまざまな歴史文化遺産が受け継がれ、大切に守られています。

(3) 躍動を続ける草津

湖南地域の中核的な都市として広域的視野に立ったまちづくりを行い、都市機能の集積によって「働く」「学ぶ」「遊ぶ」など市民生活の多様な広がりに応えられるまちとして、都市機能を充実させ、発展させてきています。

“若い力”に活気づく

少子・高齢化と人口減少が進む全国的な人口動向と異なり、本市では、大都市圏へのアクセスがよく生活の利便性が高い職住近接のまちとして、また、大学のあるまちとして、ファミリー世帯の転入や学生の流入が継続しています。こうした動きが“若い力”となって地域に活気をもたらしており、市民活動や協働の取り組みもますます活発となってきています。

近畿圏・中京圏を結びつける

本市はJR琵琶湖線や国道1号、名神高速道路などの国土交通幹線が交わる交通の要衝であることから滋賀県を代表する工業都市として発展し、今日なお、先端技術を生かした新しい産業の立地が続いています。

平成20年2月には新名神高速道路が整備されるなど、今まで以上に中京圏との関係が深まり、近畿圏、中京圏の両大都市圏を結びつける力が強まっています。

多様な都市機能が集まる

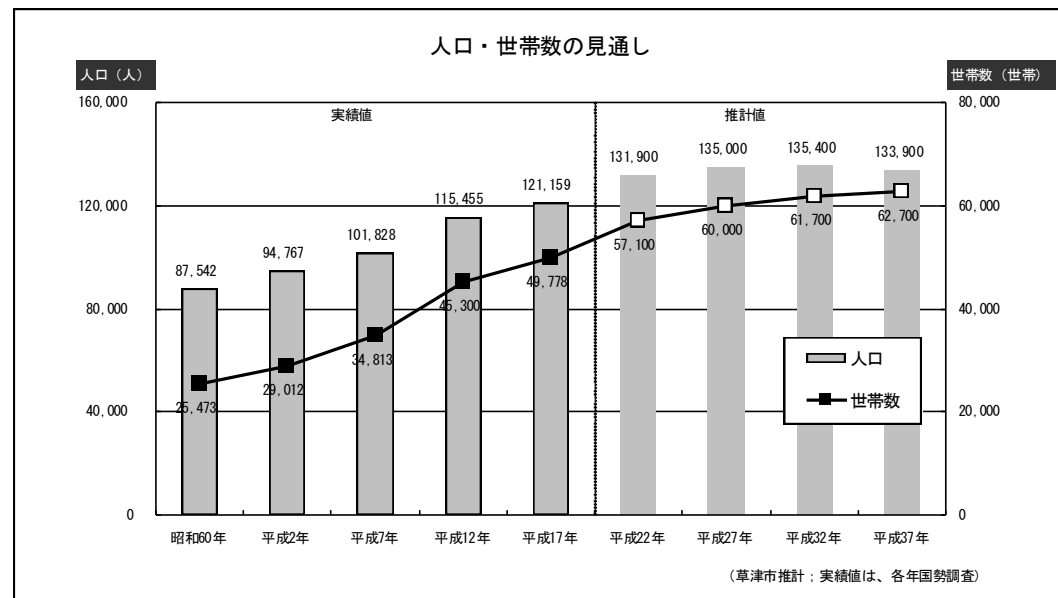
市の中心市街地は2つのJR駅を核としています。JR草津駅は、JR琵琶湖線とJR草津線が接続する駅であり、また、県内JR駅で最も乗降客数が多い駅です。駅周辺では大型商業施設や高層住宅等の開発が進み、旧東海道沿線には地域の情報発信基地となるFM放送局が開局するなど、近年さらに新しい活力が生まれつつあります。JR南草津駅も乗降客数が多い駅です。駅周辺では、土地区画整理事業などに伴う住宅整備が継続し、ファミリー世帯や学生等の居住ニーズを受け止めて、新たな出会いが生まれるまちとなっています。

さらに、東南部丘陵地には、びわこ文化公園都市区域に文化・教育・福祉等の施設が集まっており、立命館大学びわこ・くさつキャンパスや滋賀県レイカディア大学があります。湖岸域には、県立琵琶湖博物館、市立水生植物公園みずの森、UNEP国際環境技術センター、Biyoセンター（琵琶湖・淀川水質浄化共同実験センター）、県立水環境科学館など環境分野の有力な施設が集まっているほか、幹線道路沿道には新たな大規模商業施設が立地しています。

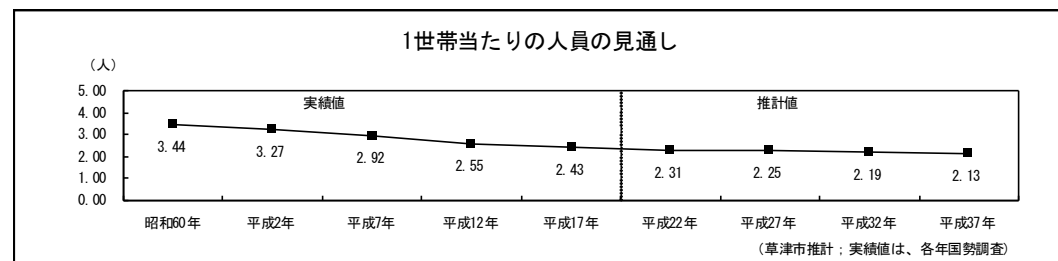
3. 人口の見通し

本市の人口は、昭和29年の市制施行時には住民登録人口で32,152人でしたが、昭和40年代から50年代にかけて、京都・大阪など大都市周辺のベッドタウンとしての役割が強まると同時に、旧国鉄の複々線化がなされたことで、著しく増加しました。さらに、大学の立地やJR駅前の市街地整備などにより活発な宅地開発が進み、近年、一段の人口増加となって、平成17年では121,159人（国勢調査）となっています。

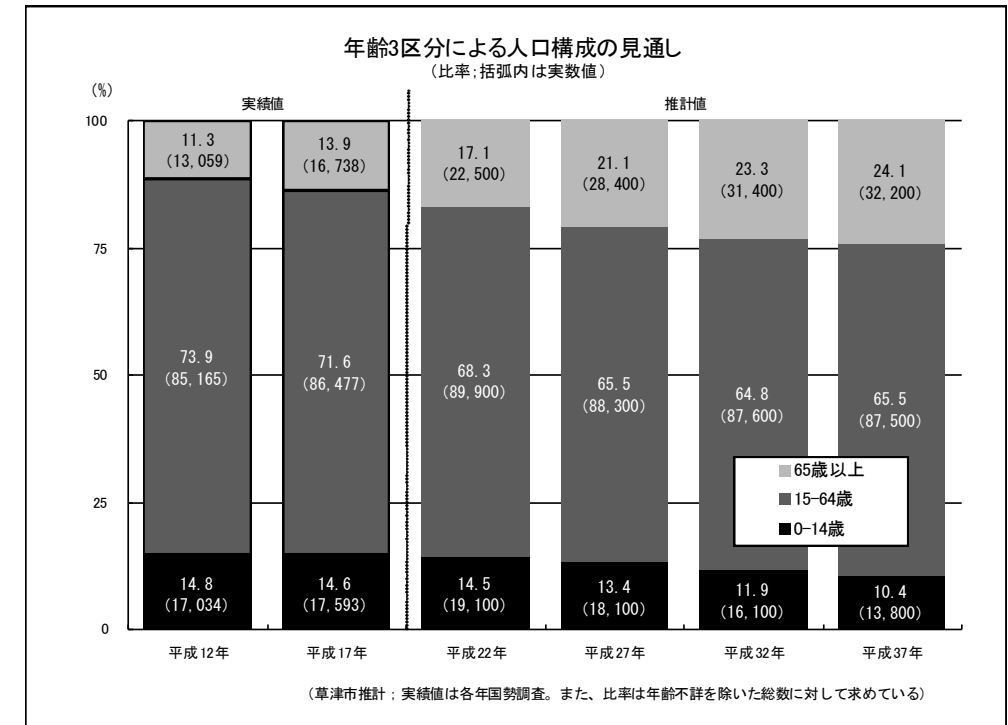
今後の推計として、人口が増加し、平成32年には135,400人程度に達する見通しであり、その後は減少に転じることが見込まれます。世帯数は、人口増加に伴って増加し、平成17年で49,778世帯となっています。平成32年には61,700世帯程度まで増加し、人口がピークを迎えた後も微増を続ける見込みとなっています。



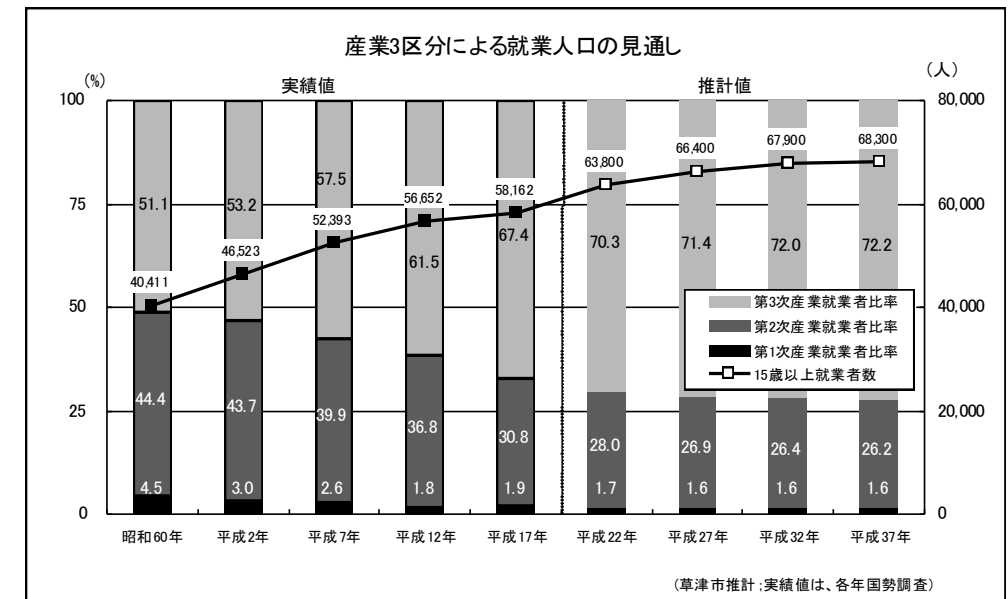
世帯規模の縮小はさらに進んで、平成17年に2.43人であった1世帯当たりの人員が、平成32年には2.19人となる見込みがあります。



年齢3区分による人口構成についてみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は平成22年までは増加し、高齢化の進展によって、それぞれの総人口に占める比率はさらに低下する見込みとなっています。老年人口（65歳以上）は、平成17年で16,738人（13.9%）でしたが、平成32年には31,400人（23.3%）まで増加することが見込まれます。



就業者数は、人口増加に伴って伸び、平成32年に67,900人程度になる見込みとなっています。産業3区分別に見ると、第3次産業へのシフトが進み、平成32年の就業者比率は、第1次産業が1.6%、第2次産業が26.4%、第3次産業が72.0%と見込まれます。



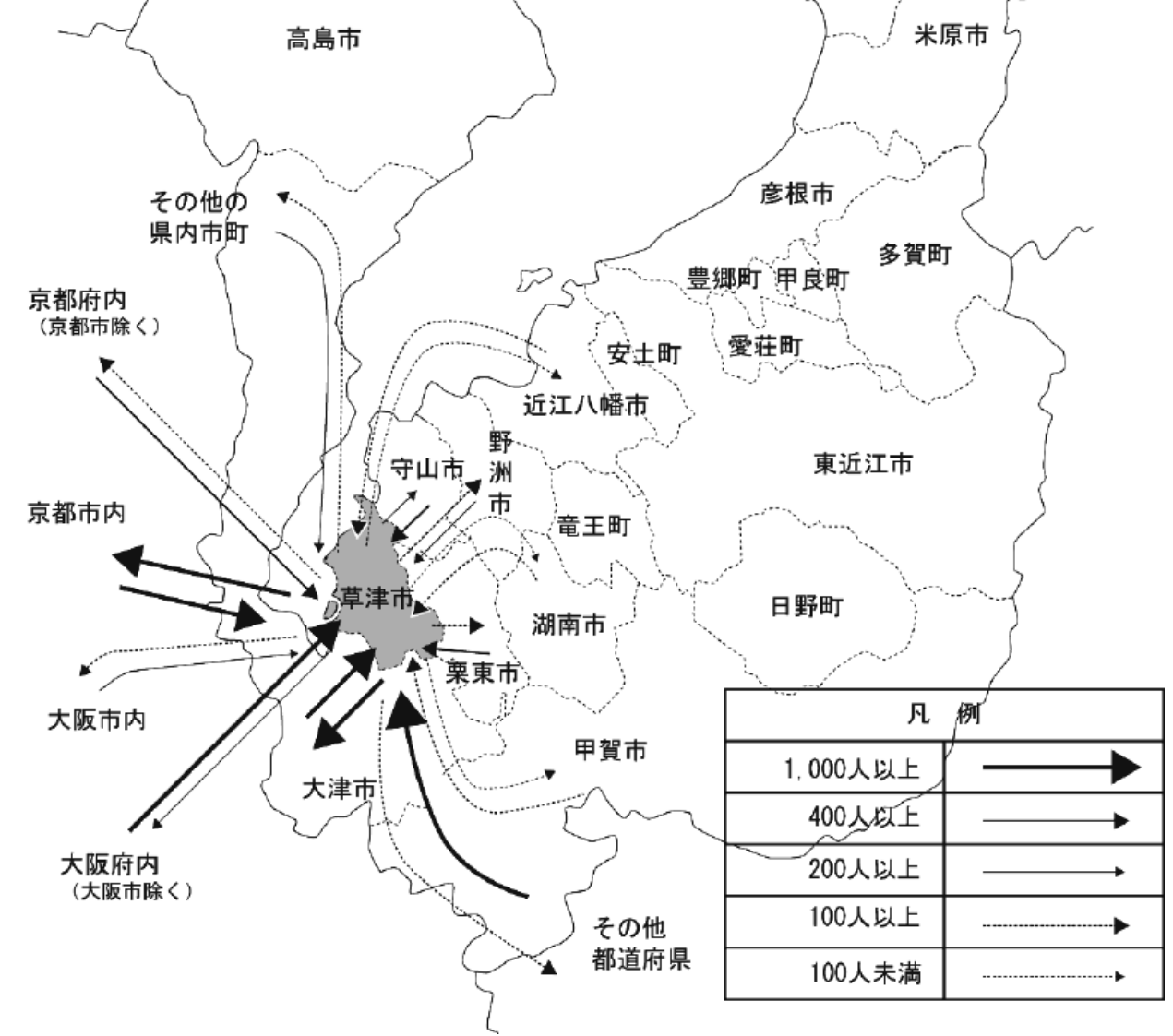
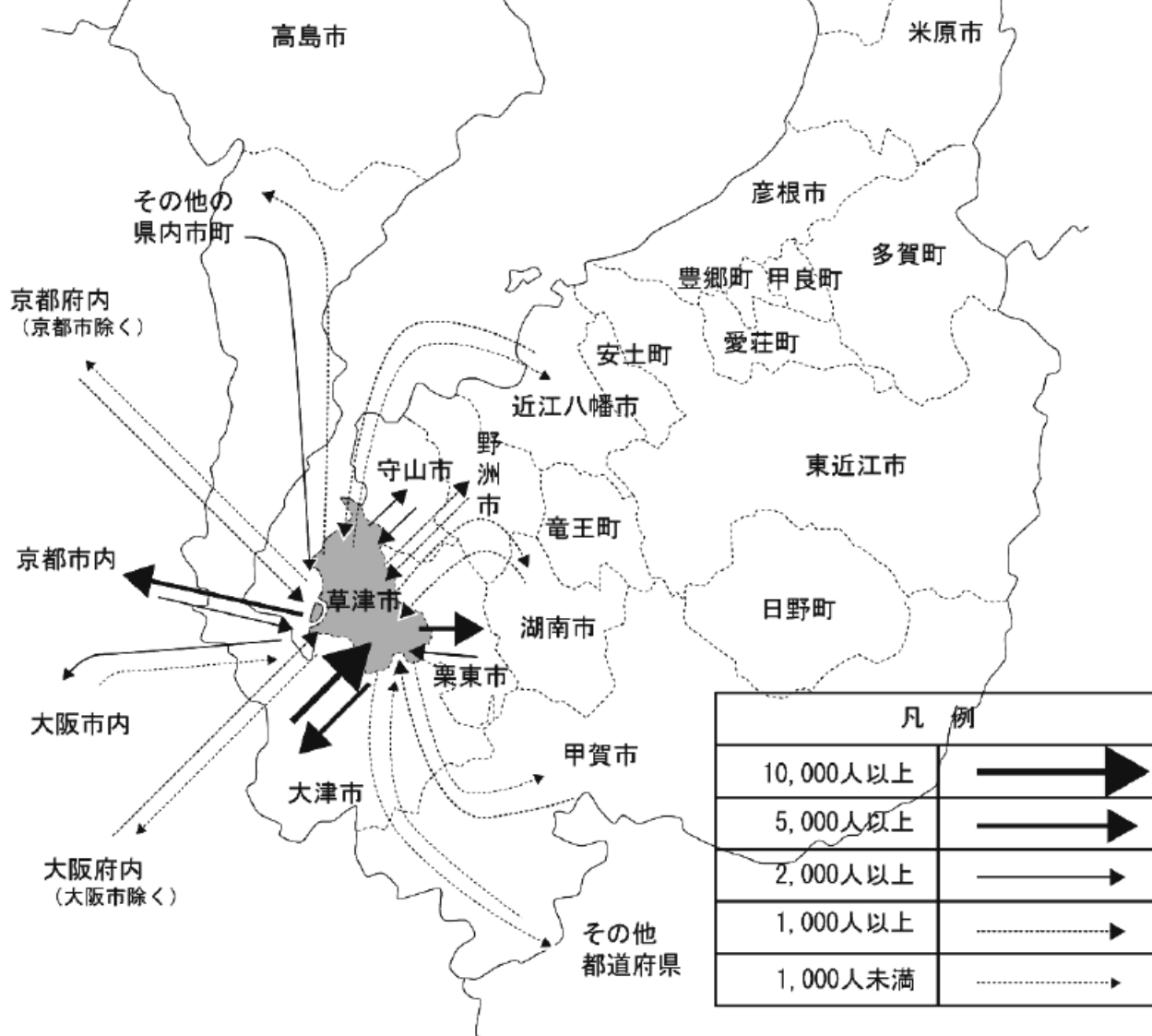
(参考) 平成 17 年国勢調査にみる、本市の人口流動

■通勤流動(15歳以上)

草津市で従業する者				60,928	100.0%	
うち、草津市に常住し、かつ、従業する者				28,429	46.7%	
		流出人口		流入人口		流出入差
		実数	比率(%)	実数	比率(%)	
		29,733	100	32,449	100	
滋賀県	大津市	7,702	26	10,145	31	-2,443
	近江八幡市	508	2	1,184	4	-676
	守山市	2,157	7	3,445	11	-1,288
	栗東市	5,127	17	4,474	14	653
	甲賀市	899	3	1,161	4	-262
	野洲市	1,423	5	1,624	5	-201
	湖南市	1,152	4	1,540	5	-388
	その他市町村	1,478	5	2,731	8	-1,253
	県外	京都市	5,018	17	3,000	9
京都府内(京都市除く)		782	3	1,043	3	-261
大阪市		2,073	7	228	1	1,845
大阪府内(大阪市除く)		872	3	1,170	4	-298
その他の都道府県		542	2	754	2	-212

■通学流動(15歳以上)

草津市で通学する者				14,969	100.0%	
うち、草津市に常住し、かつ、通学する者				7,227	48.3%	
		流出人口		流入人口		流出入差
		実数	比率(%)	実数	比率(%)	
		3,825	100	7,742	100	
滋賀県	大津市	1,031	27	1,101	14	-70
	近江八幡市	58	2	128	2	-70
	守山市	316	8	549	7	-233
	栗東市	193	5	443	6	-250
	甲賀市	20	1	145	2	-125
	野洲市	52	1	360	5	-308
	湖南市	14	0	194	3	-180
	その他市町村	129	3	483	6	-354
	県外	京都市	1,208	32	1,213	16
京都府内(京都市除く)		165	4	607	8	-442
大阪市		177	5	324	4	-147
大阪府内(大阪市除く)		338	9	1,070	14	-732
その他の都道府県		124	3	1,125	15	-1,001



■ まちづくりの歩み

第1次総合開発計画では「調和のとれた10万都市づくり」、第2次総合開発計画では「活力ある調和のとれた市民都市をめざして」として、京阪神大都市圏のベッドタウンとして人口が急増するなかで「調和のとれた」まちづくりを進めて現在の都市基盤の礎を築き、第3次総合計画では、都市核の形成や広域圏拠点核の位置づけなど、ハード基盤整備を中心として自主性の高い都市構造づくりを行ってきました。

第4次総合計画では、こうしたハード面からの都市機能の集積をいっそう充実させるとともに、これらをより活かすため、環境や人権、パートナーシップの仕組みづくりなどソフト面の強化を目指した新しい取り組みを進めてきたところです。

西暦	1954	1970	1981	1990	1991	1998	1999	2010	2011
年	昭和 39 42 44 29	45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55	56 57 58 59 60 61 62 63	平成 2	3 4 5 6 7 8 9 10	11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22			
人口	●32,152人	●5万人突破 ●7万人突破	●8万人突破	●9万人突破	●10万人突破	●11万人突破			
総合計画		第1次草津市総合開発計画 「調和のとれた10万都市づくり」 (1)市民のための市政を高めるために (2)さわやかな明るいまちづくりのために (3)教育と文化を高めるために (4)豊かな近代都市づくりのために	第2次草津市総合開発計画 「活力ある調和のとれた市民都市をめざして」 (1)人間性を尊重するまち (2)自然の美しさと生活環境を大切にするまち (3)歴史と伝統を大切にするまち (4)活力を創造するまち	第3次草津市総合計画（ハイプラン21） びわ湖の感動都市 「活力と魅力あふれる生活文化創造のまち」 (1)人にやさしい生涯健康のまち (2)感性に満ちた草津人のまち (3)人が輝き、安心して暮らせるまち (4)豊かな活力を実感できるまち (5)快適な都市環境を創造するまち	第4次草津市総合計画（くさつ2010ビジョン） 「パートナーシップで築く 人と環境にやさしい淡海に輝く 出会うの都市」 (1)未来を育む人間都市づくり (2)安全で快適な環境都市づくり (3)淡海に輝く活力都市づくり				
主な施策	●草津市誕生（草津町・志津村・老上村・山田村・笠縫村・常盤村が合併） ●市民憲章制定 ●第一回市美術展開催 ●第一回宿場まつり開催	●米国ミシガン州ポンティアック市と姉妹都市提携 ●「草津市民の環境を守る条例」制定 ●市の花「アオハナ」市の木「キンモクセイ」制定 ●第一回市民教養大学開講	●「ゆたかな草津人権と平和を守る都市」宣言 ●「交通安全都市宣言」 ●第一回Oh!湖草津マラソン開催 ●草津市史第七巻発行で編さん完了 ●サイクリング道路二路線全面開通 ●中国上海市除塵区と友好交流始まる	●立命館大学びわこ・草津キャンパス ●「交通安全都市宣言」 ●第一回Oh!湖草津マラソン開催 ●草津市史第七巻発行で編さん完了 ●サイクリング道路二路線全面開通 ●中国上海市除塵区と友好交流始まる	●草津市環境基本条例施行 ●群馬県草津町と友好交流協定締結 ●5都市と相互応援協定締結 ●第9回世界湖沼会議開催（ワークショップ、シンポジウム） ●草津宿場400年祭スタート ●草津市ボイ捨て防止に関する条例施行 ●個人情報保護制度スタート	●草津市環境基本条例施行 ●群馬県草津町と友好交流協定締結 ●5都市と相互応援協定締結 ●第9回世界湖沼会議開催（ワークショップ、シンポジウム） ●草津宿場400年祭スタート ●草津市ボイ捨て防止に関する条例施行 ●個人情報保護制度スタート	●「草津市協働のまちづくり指針」策定 ●市の面積が2,388㎓になる（琵琶湖湖面分16.02㎓増加） ●地球温暖化防止フェアinびわこ・くさつ開催 ●草津ホンモノが公立保育所の給食に ●草津ホンモノが学校給食に ●熱中症の予防に関する条例施行 ●熱中症予防情報発信開始 ●市制50周年記念式典開催 ●熱中症予防情報発信開始 ●草津おばな会設立 ●市民センター・市民交流プラザで諸証明発行開始 ●ホームページ932情報ネット開設 ●新草津川通水式典・市民祭り ●1211001認証取得 ●第9回世界湖沼会議開催（ワークショップ、シンポジウム） ●草津宿場400年祭スタート ●草津市ボイ捨て防止に関する条例施行 ●個人情報保護制度スタート	●「草津市協働のまちづくり指針」策定 ●市の面積が2,388㎓になる（琵琶湖湖面分16.02㎓増加） ●地球温暖化防止フェアinびわこ・くさつ開催 ●草津ホンモノが公立保育所の給食に ●草津ホンモノが学校給食に ●熱中症の予防に関する条例施行 ●熱中症予防情報発信開始 ●市制50周年記念式典開催 ●熱中症予防情報発信開始 ●草津おばな会設立 ●市民センター・市民交流プラザで諸証明発行開始 ●ホームページ932情報ネット開設 ●新草津川通水式典・市民祭り ●1211001認証取得 ●第9回世界湖沼会議開催（ワークショップ、シンポジウム） ●草津宿場400年祭スタート ●草津市ボイ捨て防止に関する条例施行 ●個人情報保護制度スタート	
主な施設整備	●国鉄草津駅（現駅舎）完成 ●湖南衛生プラント完成 ●上水道の一部給水開始	●国鉄草津駅（現駅舎）完成 ●市立保育所（草津保育所）開設 ●国鉄草津・京都間複々線化完成 ●学校給食センター完成 ●勤労青少年ホーム完成 ●草津用水完成	●サンサン通り、駅西側 ●ロクハ公園プール完成 ●山田公民館移転新築 ●老上公民館改築 ●山田公民館移転新築 ●玉川公民館開設 ●市立図書館オープン ●矢倉公民館開設 ●コミュニティ防災センター完成 ●笠縫東公民館開設 ●草津公民館改築 ●草津市総合体育館完成 ●草津第二公民館開設	●サンサン通り、駅西側 ●ロクハ公園プール完成 ●山田公民館移転新築 ●老上公民館改築 ●山田公民館移転新築 ●玉川公民館開設 ●市立図書館オープン ●矢倉公民館開設 ●コミュニティ防災センター完成 ●笠縫東公民館開設 ●草津公民館改築 ●草津市総合体育館完成 ●草津第二公民館開設	●草津アミカホールオープン ●さわやか保健センターオープン ●新庁舎で業務開始 ●UNEP国際環境技術センター開設 ●JR南草津駅開業 ●こみ施却炉の延命工事完了 ●志津南公民館開設 ●市立水生植物公園みずの森開館 ●県立琵琶湖博物館開館 ●史跡草津宿本陣一般公開 ●長春の郷ロクハ荘開館 ●UNEP国際環境技術センター開設 ●JR南草津駅開業	●草津アミカホールオープン ●さわやか保健センターオープン ●新庁舎で業務開始 ●UNEP国際環境技術センター開設 ●JR南草津駅開業 ●こみ施却炉の延命工事完了 ●志津南公民館開設 ●市立水生植物公園みずの森開館 ●県立琵琶湖博物館開館 ●史跡草津宿本陣一般公開 ●長春の郷ロクハ荘開館 ●UNEP国際環境技術センター開設 ●JR南草津駅開業	●JR草津駅西口駅前広場共用開始 ●洪川福祉センター開設（障害福祉センター、発達障害センター、新川市民センター「公民館」等） ●小児救急医療センター開設 ●名神高速道路に「草津田上IC」開通 ●大府地区再開発事業（E212）オープン ●伯母川ピオ・パーク完成 ●洪川小学校開校 ●武道館・びわふる（人権センター）オープン ●市民交流プラザ・南草津図書館オープン ●南草津駅自転車自動車駐車場オープン ●「くさつ夢風車」完成、通電開始 ●なごみの郷オープン ●草津駅地下道開通 ●草津クリンスタジアムオープン ●南草津公民館開館 ●草津宿場交流館オープン	●まちなか交流館・くさつ夢本陣開設 ●大府市民センター（公民館）移転新築 ●都市計画道路大江堂仙寺線（旧草津川区間）供用開始 ●新名神高速道路開通 ●JR草津駅西口駅前広場共用開始 ●洪川福祉センター開設（障害福祉センター、発達障害センター、新川市民センター「公民館」等） ●小児救急医療センター開設 ●名神高速道路に「草津田上IC」開通 ●大府地区再開発事業（E212）オープン ●伯母川ピオ・パーク完成 ●洪川小学校開校 ●武道館・びわふる（人権センター）オープン ●市民交流プラザ・南草津図書館オープン ●南草津駅自転車自動車駐車場オープン ●「くさつ夢風車」完成、通電開始 ●なごみの郷オープン ●草津駅地下道開通 ●草津クリンスタジアムオープン ●南草津公民館開館 ●草津宿場交流館オープン	

4. 時代の潮流

本市のこれからのまちづくりを考える上で重要な時代の潮流を、次の7点に整理します。

① 人口構造と日本社会

少子・高齢化が進み人口減少の時代に至ったことで、社会保障制度をはじめとする日本社会の仕組みの根幹が揺らいでいます。また、世帯規模が小さくなり、家族や地域のネットワークから孤立する世帯が増えて、とりわけ子育て期や高齢期の生活課題がより深刻なものとなってきています。

人口や世帯の構造的な変化に対応して、日本社会を今後とも安定的に継続・発展できる社会としていくため、人口増に応じて社会資本整備を進めた「成長型社会」から、「選択と集中」によって既存の社会資本を効率的に活用する「成熟型社会」へと転換し、地域社会の連帯を強めていくことが急務となっています。

② 地方分権と市民自治

国主導型から住民主導・地域主導型の行政へと地方分権が進み、さらに、国においては、第二期地方分権改革として、道州制などを含めた、さらなる分権が検討されています。こうしたことを背景に、各自治体には「自主」「自立」を前提とした「自律」への変革が迫られ、地域経営を自ら考える立場から新たな行政システムをつくることが求められています。

さらには、身近な地域の自治を地域住民が自律的に行う時代も視野に入れながら、市民と行政、市民と市民など多様な「協働」を基軸とする市民自治の体制を準備していくことが重要となっています。

※ **自主・自立・自律**：「自主」は自らが主体であること、「自立」とは自らの意思に基づくこと、「自律」とは自ら行動を制御することをいう。

※ **地域経営**：端的には、地域社会が有する社会資源・財源を有効に活用（マネジメント）し、地域社会における公共サービスを享受者である市民に対して最適化（マーケティング）することを云い、企業経営の考え方をまちづくりと自治体運営に差し向けて、自治体改革のひとつの目標像を示したものである。

※ **第二期地方分権改革**：地方分権改革は、平成7年の地方分権推進法の制定から、平成18年の三位一体の改革までの一連の改革を第一期改革と捉えることができる。第一期改革を未完の改革とし、さらなる地方分権改革の推進のため、平成18年12月の地方分権改革推進法の制定によって第二期分権改革が始まっており、基礎自治体が「地域づくりの主役」となれるような体制の整備に向けた検討などが進められている。

※ **道州制**：現行の都道府県制度を廃止し、複数の都道府県を統合した「広域行政体」＝「道」「州」によって自律する自治の体制をつくる制度をいう。

③ 地域経済と都市間連携

地域経済の軸である工業と商業・サービス業についてみると、製造業等は世界経済の情勢に大きく左右され、商業等は今後の人口減少に伴って大都市圏以外で顕著に落ち込むことが見込まれています。これらの状況を踏まえつつ地域経済を持続的に発展させていくため、地域経済のまとまりを重視して、都市間連携のもとで都市構造を合理的なものに再構築するとともに、少子・高齢化に対応した地域商業等の育成と競争力のある工業等の重点的振興が求められるところです。また、地域のうるおい環境を守る農業については、その活性化と産業価値の高次化を図っていくなどが求められます。

※ **産業価値の高次化**：農業本来の第1次産業としての価値にとどまらず、第2、3次産業の価値をも取り込んで、より高次の産業価値を表現し、農業の活性化と持続可能な地域づくりを進めようとするもので、第1次産業の1と第2次産業の2、第3次産業の3を足し算（または掛け算）すると「6」となることから“第6次産業化”と言われる。

※ **産業分類**：一般的に、農林漁業を第1次産業、建設業・製造業等を第2次産業、その他のサービス業等を第3次産業と大別している。

④ 地球環境と暮らし

地球温暖化や熱帯林の減少、酸性雨、オゾン層破壊など、多岐にわたる地球環境問題、資源・エネルギー問題などは、私たちの日常生活、あるいは企業活動、経済活動と深く関わっており、その解決に向けて大量生産・大量消費型社会から省資源・資源循環型社会への転換が進められています。

今後さらに、エネルギー利用などにおける新しい技術の開発・利用と併せて、それぞれの地域で風土などの特性を生かしたまちと暮らしをつくり出し、地球環境と調和した持続可能な社会を形成していくことが求められます。

⑤ 情報技術とコミュニケーション

インターネットや携帯電話などの情報通信技術の発達と普及により、私たちの生活は飛躍的に便利になってきています。しかし一方で、拡大する情報格差の解消やプライバシーの保護などが叫ばれ、これら技術を適切に活用する力を誰もが身につけられる仕組みや、情報管理における安全・安心などの重要性も大きくなっています。

さらに、高度情報化は、国や言語などの壁をも超えたコミュニケーションを広く個人のものとしてつあります。互いに認め合う文化がいつそ社会に浸透していくなかで、多様なコミュニケーションは一人ひとりが「個性」と「表現」を大切にする価値観へも結びつき、そして地域へと広がって、地域の魅力を生み出し伝えるものとして、生活に根ざしたコミュニティ・メディアの役割と可能性も高まってきています。

⑥ 多文化共生と地域文化

人権の世紀といわれる21世紀、私たちは、世界的な人権文化の発展に地域社会からの寄与を果たしていく必要があります。

とりわけ今日、国の「グローバル戦略」などによって外国人労働者や留学生が年々増加しており、国内への定住も進んでいます。その人たちを地域社会の一員として受け入れることは当然ですが、従来の地域社会のなかに、生活習慣など文化的背景が異なる在日・滞日外国人が増加するに伴って、その人権と生活を守る上で必要な社会の仕組みやサービスなどの不足が顕著となってきています。

こうした状況に適切に対策し、あらゆる人権と様々な文化を大切にする多文化共生社会として、地域の文化をさらに高めていくことが望まれます。

※ **グローバル戦略**：「日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界のためのヒト・モノ・カネ、情報の流れを拡大し、国際社会における日本の成長力・競争力の強化を図るための戦略として、平成18年5月に経済財政諮問会議により示されたもの。

⑦ 安全・安心と地域社会

近年、世界各地で気候変動などに起因する大きな災害が頻発し、我が国でも台風や地震などの被害が多発しています。さらには、東南海・南海地震や琵琶湖西岸断層帯等を震源とする地震の発生予測などもあり、国内に自然災害への不安が強まっています。

また、新しい感染症の発生とその世界的流行拡大の可能性、子どもが被害者となる犯罪や食の安全性への不信につながる事件の続発、さらには身近に起こる火災、交通事故など、私たちの暮らしの安心を脅かすさまざまな現状があります。

地域社会の安全・安心を確かなものとしていくため、市民一人ひとりが危機管理に対する意識と知識を持ち、地域社会における人と人のつながりを強めていくことが重要となっています。

5. 国・県の動向

本市まちづくりに関わる国・県の主要な動向について、以下にまとめます。

国・広域圏の動き

国土形成計画法に基づく「国土形成計画（全国計画）」（平成 20 年 7 月閣議決定）では、国土像を「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る」として、その実現のための戦略的目標、各分野別施策の基本的方向等を示しています。現在、「国土形成計画（全国計画）」に対応する広域地方計画として「近畿圏広域地方計画」の検討が進められています。

概要	
国土形成計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国が人口減少時代を迎えている今日、国土づくりにおいても大きな転換が必要となっている。こうした状況の中、国土形成計画は、これまで5次にわたって策定・推進されてきた全国総合開発計画（全総）に代わって策定される、新しい国土づくりの計画。 ○ 具体的には、現在、そして将来に生きる私たちが、安心して豊かな生活を送るための地域整備、産業、文化、観光、社会資本、防災、国土資源、自然環境などを含めた長期的な国土づくりの指針を示すものとなる。 <p>■ 「成熟型社会の計画へ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの量的拡大「開発」基調を目指す計画から、「成熟社会型の計画」への転換によって、国土の質的向上を目指し、国土の利用と保全を重視した計画となる。 <p>■ 二層の計画体系（国と地方の協働によるビジョンづくり）へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土形成計画は、「全国計画」と、2つ以上の都府県にまたがる広域ブロックごとに作成される「広域地方計画」から構成されている。 ・ 「広域地方計画」は、北海道と沖縄県を除く全国を、首都圏・近畿圏・中部圏・東北圏・北陸圏・中国圏・九州圏の8つの「広域ブロック（広域地方計画区域）」に分け、ブロックごとに策定される計画。 <p>■ 新しい国土像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る。
近畿圏広域地方計画	<p>■ 近畿の目指すおよそ 10 年後の近畿の姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史・文化に誇りとこだわりを持って本物を産み育む圏域 ・ 首都圏とは異なる多様な価値が集積する日本のもう一つの中心核 ・ アジアをリードする世界に冠たる創造・交流拠点 ・ 人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進国 ・ 都市的魅力と自然的魅力を日常的に享受できる圏域 ・ 人々が自律して快適で豊かに暮らせる高福祉圏域 ・ 暮らし・産業を支える災害に強い安全・安心圏域

概要	
近畿圏基本整備計画(第5次)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近畿圏整備法に基づき、近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るための総合的、かつ基本的な方針を定める計画で、これまで第1次（昭和40年）、第2次（昭和46年）、第3次（昭和53年）、第4次（昭和63年）の計画が策定されている。2015年までの15か年の計画。 <p>■ 近畿圏の将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強くてしなやかな産業経済圏域の形成 ・ 内外から人々が集う交流・情報発信圏域の形成 ・ 文化・学術の中核圏域の形成 ・ 歴史文化や自然と調和した安全で快適な生活空間の形成 <p>■ 目指すべき圏域構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近畿圏は、現在、京都、大阪、神戸を中心とする三極一軸の構造であり、この中で京阪神大都市地域では産業活力や全国の中核機能の低下、南北近畿では地域産業の低迷、人口減少、高齢化等が生じている。 ・ すなわち、各都市・地域が個性を育てるとともに、切磋琢磨し競い合い、「核」となることを目指し、それらが散りばめられた「多核」である近畿圏を形成する。また、各都市・地域間の重層的な連携により圏域各地域で「連携軸」を形成する。 ・ 各地域で形成されたこれらの「連携軸」の状況を圏域全体で見ると、あたかも東西方向、南北方向に広がる「格子状」となる。このようにして、近畿圏は「多核格子構造」を形成する。 ・ 多核格子構造の形成に当たっては、播磨地域から神戸、大阪、京都を経て、琵琶湖東部、さらには名古屋大都市地域に至る連携軸を始め、各連携軸の形成を図っていくが、近畿圏全体の一体的な発展のために、大阪湾環状軸、関西内陸環状軸、若狭海道軸、吉野熊野歴史自然軸、T・TAT連携軸、福井・滋賀・三重連携軸を戦略的に形成する。 <p>■ 戦略的な連携軸の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪湾環状軸の形成 ・ 関西内陸環状軸の形成 ・ 若狭海道軸の形成 ・ 吉野熊野歴史自然軸の形成 ・ T・TAT連携軸の形成 ・ 福井・滋賀・三重連携軸の形成 <ul style="list-style-type: none"> → 福井から滋賀を経て三重にかけて、諸機能の充実とそれぞれの連携の強化によって地域の活性化、中部圏との連携の強化を図り福井・滋賀・三重連携軸を形成する。 <p>※ T・TAT連携軸：1995年12月、京都、兵庫、徳島、高知の四府県などが結成。古称の丹後（T；京都府）・但馬（T；兵庫県）・阿波（A；徳島県）・土佐（T；高知県）の頭文字と、各地域をつなぐとT字形になることから命名。</p>

滋賀県等の動き

平成 19 年 12 月に「未来を拓く共生社会へ」を基本理念とする「滋賀県基本構想」を策定し、構想実現に向けて「人の力を活かす」「自然の力を活かす」「地と知の力を活かす」の 3 つの戦略と 14 の重点的な施策、「暮らし」「経済・産業」「環境」「県土」の 4 分野から着実に展開していく施策を打ち出しています。また、草津市を含む大津湖南広域市町村圏協議会では、「大津湖南地域広域市町村圏計画（平成 13～22 年度）」を策定し、圏域の将来像を「人と環境が調和し、未来に羽ばたく『大津湖南』」と描いて取り組みを進めています。

	概要
滋賀県基本構想	<p>○ 県政運営を総合的に行う基本的な指針となるもので、県政の最上位計画として、部門別の各種計画、ビジョンの基本となるもので、県庁だけでなく、県民や各種団体、企業などが、それぞれの役割に応じて積極的・主体的に取り組を進める上での共通の指針と位置づけている。平成 19 年度(2007 年度)から平成 22 年度(2010 年度)</p> <p>■ 基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未来を拓く共生社会へ ・ 時代が大きく変化する中で、私たち自身の幸せや豊かさを求めながらも、子や孫たちが滋賀の地に誇りを持ち、幸せや豊かさを実感し安心して暮らすことができるよう行動していくことが、私たちの世代に求められています。 ・ こうした認識のもと、地域や個人の自律性を高め、県民や各種団体、企業、行政などが協働することによって、世代や文化の違いを超え多様な価値観を認め合い、豊かな自然と調和する、人と人、人と自然が共生する社会を築き、私たちの暮らしの未来、社会の未来を拓きます。 <p>■ 戦略</p> <p>○ 人の力を活かす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会で子育てを支える ・ 力を発揮できる多様で柔軟な活躍の場をつくる ・ 子どもの多様な学びの場をつくる ・ 健康でいきいきと暮らせる仕組みをつくる ・ 地域での多様な支え合いの輪を広げる ・ 多文化共生を目指す <p>○ 自然の力を活かす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然本来の力を保全し、再生する ・ 自然を活用した産業を活性化させる ・ 持続可能な社会を目指す ・ 自然の力を憩いや学びに活用する <p>○ 地と知の力を活かす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規成長産業の創造や新たな事業活動への挑戦を支援する ・ 滋賀県の特徴を活かした産業を育成・支援する ・ 安全で美しいやすらぎのあるまちづくりを進める ・ 文化・芸術が息づく魅力的なまちをつくる

	概要
大津湖南地域広域市町村圏計画	<p>○ 草津市、大津市、栗東市、守山市、野洲市で構成する大津湖南広域市町村圏協議会において、圏域の総合的・一体的発展を図るため策定される計画。平成 13 年度（2001 年度）～平成 22 年度（2010 年度）</p> <p>■ 圏域の将来像</p> <p>○ 人と環境が調和し、未来に羽ばたく「大津湖南」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21 世紀初頭において、生活と自然、利便性とゆとり、活力と安らぎ、たくましさ と柔軟性、そして機能性と快適性を併せ持つ都市空間を整備し、個性的で魅力あ ふれる生活圏域の形成をめざす。 <p>■ 地域整備構想</p> <p>[目指すべき目標]</p> <p>○ 環状連携都市圏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域を構成する各都市は、地域の特性に応じた自律的な発展と振興を図りつつ、 広域的な交流基盤の形成を通じて産業や地域活動における連環を進め、21 世紀に 向け新たな生活文化を創造する参加と連携のあり方を確立する。 <p>[交流圏の形成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も高度情報通信基盤の充実と計画中の広域交通基盤の整備を推進し、本圏域 の開発ポテンシャルを高める。 ・ さらに、広域交通基盤と圏域内の既存道路及び県内隣接地域及び隣接府県との接 続・連携を強化し、本圏域を中心として京阪神・中部の各地域へと広がる多様な 都市間・地域間交流圏域の形成をめざす。 <p>※ 総務省では、「集約とネットワーク」の考え方により、中心市と周辺市町村が協 定に基づき相互連携する「定住自立圏構想」の具体化へ向けて検討を進めている。 これを受けて、同計画は平成 22 年度の計画期間となっているが、計画内容を延 伸する予定。</p>

6. 主要な課題

草津市の特性や時代の潮流などを踏まえて、本市のこれからのまちづくりの主要な課題について、「人とまち」「暮らしと活力」「自治と地域経営」の3つの視点から以下に整理します。

(1) 人とまち

① “出会い”による市民文化の高まりを

本市は、これまでのまちづくりによって「人口が集まるまち」としての一定の条件を作り上げてきており、市内には、歴史に培われ地域の暮らしになじんだ文化と新しくもたらされる様々な文化が出会う機会が広がっています。

こうした“出会いの広がり”と“互いの認めあい”のなかで、市民一人ひとりがまちに対する愛着や誇りを実感しながら“草津を語れる市民”となって、市民文化のさらなる高まりを生み出し続けていくことが求められます。

② 人が学び育つ仕組みを

子どもと子育てを取り巻く状況が変化するなかで、家庭や学校の教育力を高めながら、地域ぐるみで子どもの育ちを守っていくことが重要となっています。

未来に夢と希望を導く子どもが健やかに育ち、豊かな心と生きる力、確かな学力を身につけていけるよう、世代を超えた様々な人の関わり合いのなかに「人が学び育つ仕組み」を充実させていくことが求められます。

既に取り組んでいる地域協働合校や各種スポーツ活動を始めとして、家庭、学校、地域や企業・大学等との連携をいっそう進めて、“未来の担い手”がいっそう輝くまちとなることが望まれます。

③ 環境と調和したまちを

地球市民として、また、この地に暮らすものとして、私たちは本市を取り巻く自然環境を守り、また、地球環境保全に貢献する循環型社会を構築する必要があります。

とりわけ、人口増加にあわせて急速に市街化が進んだ結果、琵琶湖や農地、山林、旧草津川などの土地利用において、より適切な保全と活用を図っていくことが重要となっています。まちの整備にあっては、環境調和と持続可能性を基本として、良好な都市空間やうるおいのある景観の形成などを実現していくことが求められます。

(2) 暮らしと活力

④ 子育て・子育ての応援と熟年世代の社会参加を

少子化や就労形態の多様化などを背景として「家族」や「育児」の姿が変化するなか、本市では子育て期にある世帯の転入が進んでおり、拡大する子育て・子育て支援の需要に応えていくことが求められています。

また、高齢期を迎えますますます活躍する人が増える一方で、やはり、医療や介護等に要する社会負担が大きくなることも避けられず、健康増進と介護予防、熟年世代からの社会参加の促進等が重要となっています。

これらの課題のほか、障害のある人の地域生活が拡大していることなどにも対応しながら、保健・医療・福祉については、限りある社会資源を有効に活用して適切なサービスの提供に努める必要があります。

⑤ “歩いて暮らせる”まちを

市街地の拡大や郊外での大規模商業施設の立地などにより、これまで以上に自動車に依存するライフスタイルが広がっていますが、その反面、地域生活に密着した身近な商業は弱まっています。超高齢社会が目下であることも踏まえ、生活に不可欠で基本的な機能が暮らしの身近に配置されるよう、市内各地域で既存の商店街や大規模商業施設などを活かした誘導を図ることが求められます。また、市街地中心部については、市民や来訪者が生き生きと活動できる“まちなか”として、文化・レクリエーション機能や業務オフィスなどのいっそうの集積が期待されます。

加えて、市内における円滑な移動を確保するため、歩道・自転車道を含む安全で快適な生活道路、市内各地域あるいは市内外を結ぶ幹線道路、公共交通のネットワークを充実させることが望まれるところです。

⑥ 充実した都市機能のいっそうの活用を

新名神高速道路の整備などにより、本市は近畿圏、中京圏の両大都市圏を結びつける要衝の地としての交通条件を有しています。JR 草津駅・南草津駅周辺にはまちの中心として多様な都市機能が集まり、東南部丘陵地などには県内有数の高度な研究・開発や新産業育成等の機能が集まっています。

これら都市機能の集積を最大限に生かして、企業立地の誘導を図り、異業種交流などを通じて新しい産業や雇用を生み出し、さらに活力と存在感のあるまちとなっていくことが望まれます。

(3) 自治と地域経営

⑦ 地域課題に対応できる地域コミュニティを

人口増加を続ける本市では、人口特性が小地域単位で様々な異なるモザイク状となっています。そのなかには、高齢化が著しく進んでいる地域や子育て期の世帯が多い地域があり、そこでは、地域ぐるみによる日常生活への支援やあたたかい見守りなどが非常に重要となってきています。そして、地域福祉に関わるものだけでなく、防犯・防災、生活環境など多岐にわたる地域課題への対応については、町内会などの地域コミュニティをはじめ、ボランティア、NPOなどの市民活動団体が果たす役割が大きいことから、それらの活性化とネットワークの強化を図っていく必要があります。

⑧ 市民自治の“新しい段階”への準備を

本市は、これまで市民・地域・大学・企業・行政等の「協働」により様々な“担い手”と広く出会いながらまちづくりに取り組んできています。

これまでの「協働」によるまちづくりの成果を基礎として、さらに取り組みの拡充を図り、自治に対する市民意識を高めながら、身近な地域づくりを地域が主体的に行う市民自治の“新しい段階”に向かう準備を進めていく必要があります。このとき、新しい技術を積極的に活用しながら、地域情報基盤の刷新と情報公開の充実を図っていくことが重要となります。

⑨ 地域経営への転換を

地方分権の時代にあって国の「三位一体の改革」が行われ、地方交付税の大幅な減額や国庫補助負担金の削減がなされる一方、社会保障などの義務的経費が増大するなどし、本市財政は硬直化が進んでいます。

近隣都市との連携など広域的な資源・財源のマネジメントと、地域コミュニティにおけるマネジメントの両面から、地域社会にとって本当に大切なことを市民とともに考え進める「地域経営」を行う必要があります。

※ **義務的経費**：一般歳出における人件費・扶助費・公債費。反対に「投資的経費」は、その支出の効果が中長期的で、固定的な資本の形成に向けられるもの。

基本構想

- 市民と行政がともに将来に描いて共有する、これからの草津市のまちづくりの構想（ランドデザイン）です。
- ここには「将来ビジョン」と「まちづくりの基本方向」「まちづくりの姿勢」を掲げています。
- 草津市議会における議決を受けて策定しています。

この基本構想の期間は、平成 22（2010）年度から平成 32（2020）年度までとします。

1. 将来ビジョン

本市の将来ビジョンを、「将来に描くまちの姿」と将来人口とまちの構造による「基本フレーム」をもって以下に示します。

（1）将来に描くまちの姿

私たちは、将来の草津市を“住みごたえ”があるまち、また、“草津の市民”としての喜びとまちへの愛着を感じられるまちとして、次のように構想します。

キャッチフレーズ 別添資料参照

高いところぞし

将来の草津市は、まちづくりに対する高いところぞしによって、琵琶湖のほとりの自然環境と人々の活動が調和し、美しさ、心地よさ、空間のゆとりと生活の豊かさ、ぬくもりが生み出されています。

出合いに満ちるまち

街道文化が息づくまちは、いつも出合いと交流に満ちて、誰もが、互いを尊重し認めあい、学びあい磨きあいながら、“受け継いだもの”や“新たなもの”などの交わりにふれて心を遊ばせ、生き生きと輝いています。

憧れと親しみ

その輝きは、人から地域、産業などへも行き渡ってまち全体の活力となり、草津の気風・文化などに、市内外から憧れと親しみを集める“新しい魅力”を創り出しています。

自律する地域経営

また、市民・地域・大学・企業・行政等の「協働」を軸とした市民自治の仕組みが丁寧に組み立てられて、対話に基づいた自律する地域経営がはじまっています。

自負と責任

これらまちのようすに、滋賀県全体の文化・経済を先導する都市としての自負と責任を覚えながら、さらなる未来へ向けて周辺市町とともに力強く歩んでいます。

(2) 基本フレーム

① 将来人口

本市人口は、基本構想の期末である平成32年に最大となって、その後、減少へ向かうと推計しています。これらを踏まえ、本市では基本構想の人口フレームを次のとおりとします。

平成32年：135,000人

なお、ここに設定する将来人口を一定の上限と見据えて、既に人口減少社会を迎えた全国自治体の今後の動向に学びながら、成熟型社会のまちづくりを漸進させていくこととします。

② まちの構造

ア. 基本的な考え方

本市の「住みよさ」につながる優れた特性を生かし、(都市機能を集約化できるよう誘導してネットワークすることにより) 自然的な土地利用と市街地との調和を重視したまちの構造とします。

詳細には、「エリア」「都市拠点」「道路構造」「うるおいネットワーク」の4つの要素として以下に示します。

イ. 4つのエリア

土地利用の面から、4つのエリアを位置づけます。

まちなかのエリア：本市の中心市街地であり、商業施設、業務オフィス、文化・レクリエーション施設、官公署などの集約化の誘導を図る、にぎわい・交流とまちなか居住のエリアです。

暮らしのエリア：活発な地域コミュニティの活動のもとで落ち着いた暮らしが営まれる、安全・安心で生活利便性の高い住環境のエリアです。

創造・交流のエリア：大学を中心として様々な分野の人材育成・研究・開発、あるいは、文化・スポーツ等の交流活動が展開されるエリアです。

共生のエリア：農業・水産業のほか、自然環境と調和的な市民の生活行動が営まれるエリアです。このうち湖岸域を、琵琶湖と人の調和的な関係をより積極的に紡いでいくエリアとして「くさつエコミュージアム」と位置づけます。

ウ. 3つの都市拠点

まちの資源の高度集積・活用を生かす3つの拠点を位置づけます。各拠点は相互にネットワークし、まち全体の活力や魅力を生み出すものとします。

にぎわい拠点：JR草津駅とJR南草津駅周辺地区を核とした、中心市街地のにぎわいをつくる拠点です。

文化交流研究拠点：文化・スポーツ等の交流や、産官学あるいは研究機関間の連携を促進する拠点です。

湖岸共生拠点：市民や来訪者に憩いや安らぎを提供し、同時に、人と環境との調和的な暮らしについての知恵と知識、意識の高まりをもたらす拠点です。「くさつエコミュージアム」のシンボルとなります。

エ. 主要な道路構造

本市の基本的なまちの構造を規定し市内外を結ぶ「環状道路」と、都市の中心性を高める「まちなか環状道路」、湖岸沿いを走る「湖岸道路」を位置づけます。まちの資源集積の効果的な活用のため、これら道路は相互に接続するものとします。

環状道路：国道1号を背骨に、大津湖南幹線、山手幹線、下笠下砥山線、平野南笠線の4路線が市街地を囲む大枠を形成します。

まちなか環状道路：JR草津駅、JR南草津駅周辺の「にぎわい拠点」、三ツ池地区における「文化交流研究拠点」を環状に結ぶ道路です。

湖岸道路：「くさつエコミュージアム」の軸となる道路です。

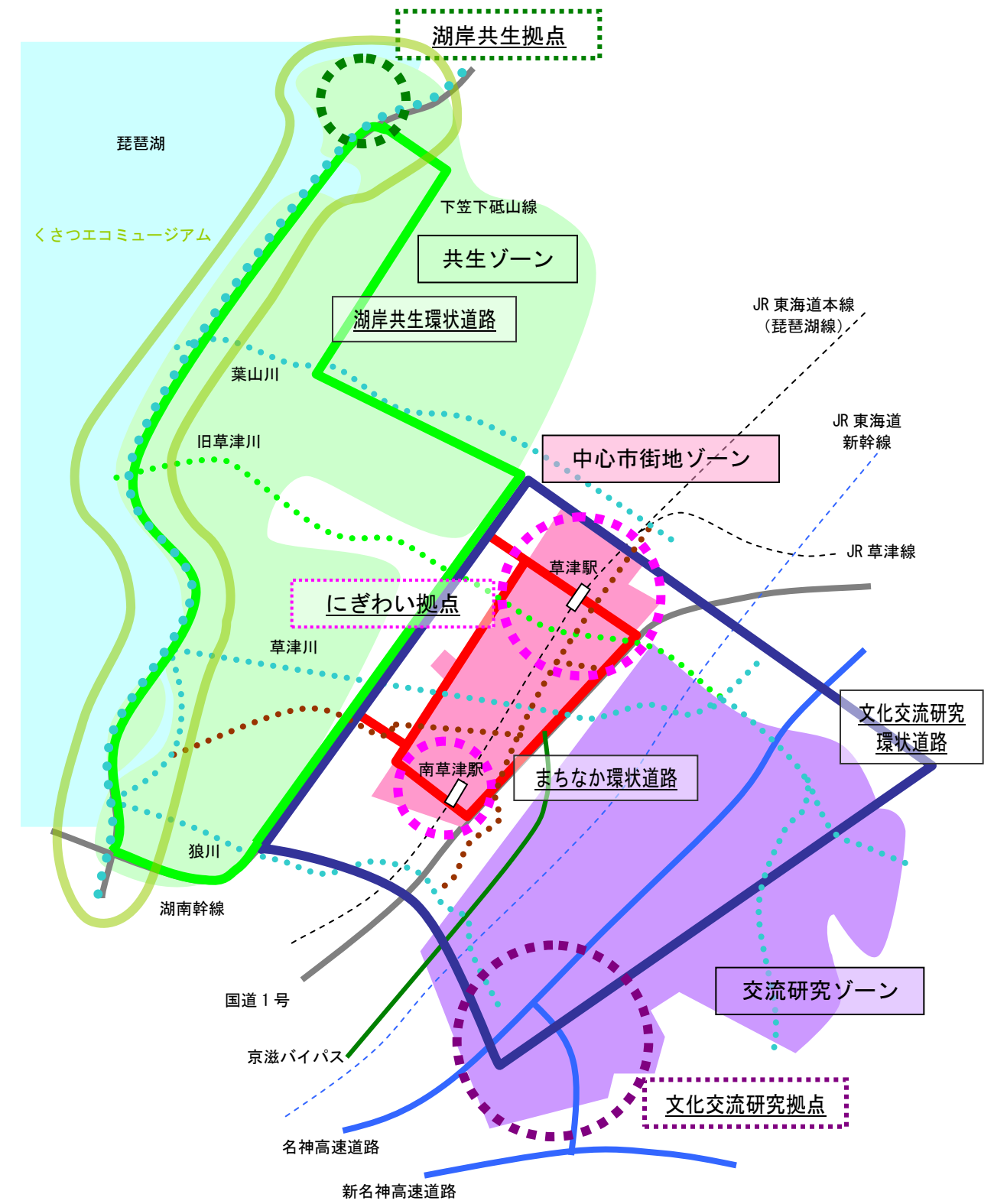
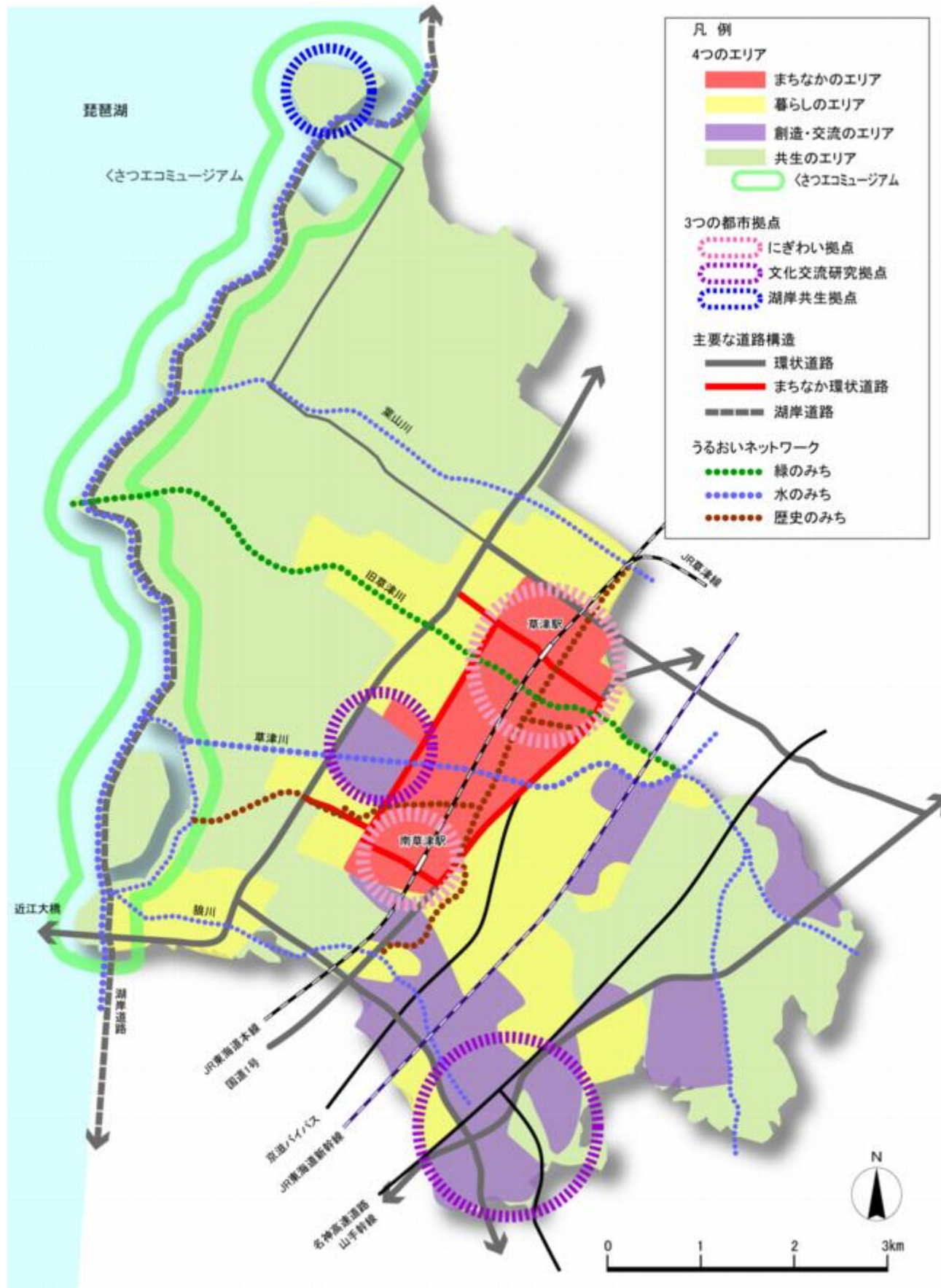
オ. うるおいネットワーク

緑・水・歴史に係る本市の特性は、それぞれ相まって、まちと暮らしにうるおいを導いています。これらを本市の生活の身近でさらに生かして、市内外からの憧れと親しみを集める“まちのアメニティ”をつくっていくため、「うるおいネットワーク」を位置づけます。

緑のみち：旧草津川廃川敷地について、周辺の歴史的な資源も含めた総合的な活用を図り、中心市街地の魅力向上や中心市街地・湖岸間の快適な移動に寄与する「緑のみち」とします。

水のみち：草津川をはじめとする河川について、その河川敷や堤防を、水や緑に親しみながら気持ちのよいウォーキングやサイクリングなどを楽しむことができる「水のみち」とします。また、湖岸道路については、「くさつエコミュージアム」の主軸道路として周辺環境と調和し、県内で最も水の景を楽しむことができる快適なルートとします。

歴史のみち：東海道や中山道などの旧街道について、歴史資源の適切な保全を図るとともに、それぞれをうまくつないで活用し、魅力的な散歩道とします。



2. まちづくりの基本方向

将来ビジョンを承けて、以下の4つのまちづくりの基本方向を設定します。それぞれの基本方向は、行政分野の各施策の主要な取り組み方向を含んだ内容としています。

(1) 「人」が輝くまちへ

様々な人の出会いとふれあいによって、未来を担う人々が人権文化をさらに高めつつ心豊かに育ち、誰もが自らの個性ある生きかたを力強く切り開きながら、生涯を通じて輝いていけるまちをつくっていきます。

- 「ゆたかな草津 人権と平和を守る都市」宣言の精神を踏まえて人権尊重の社会づくりを掲げ、一人ひとりの人権が尊重される「人権都市」の実現と世界へ向けた平和社会の実現、同和問題の早期解決をはじめ、効果的な人権啓発と人権教育の推進を図ります（人権）
- 男女がともに等しく地域社会を構成し、家庭や地域のなかで一人ひとりが自らの個性を生かした人生を歩んでいける、男女共同参画社会の実現を図っていきます（男女共同参画）
- 市民一人ひとりがまちに対する愛着や誇りを実感し、“草津を語れる市民”となっていくことで、市民文化のさらなる高まりをつくっていくため、様々な人と人の出会いとふれあいを、これまで以上に活発にしていきます（市民文化）
- 誰もが自由に、生涯を通じて学び、健康な心身を培うことができるよう、生涯を通じた学習とスポーツの体系を地域社会のなかに充実させていきます。（生涯学習・スポーツ）
- 次世代が、たくましい体と生きる力、確かな学力など、生涯学習の基礎・基本を身につける義務教育の充実を図るとともに、子どもたち一人ひとりが自らの個性を最大に発揮できる学びを得られるよう努めます。特に、家庭・地域・学校の連携のもとで行っている地域協働合校について、いっそうの取り組み充実を図ります。また、大学等と連携したまちづくりをさらに展開していきます（学校教育／青少年）

(2) 「安心」が得られるまちへ

有事の際はもちろん、日常生活においても、自助・共助・公助の適切な役割分担と連携のもとで、すべての人の生命と健康が守られ、幼少期、子育て期から高齢期まで、誰もが安心して生活できるまちをつくっていきます。

- 市民の健康の維持増進、また、疾病の予防・早期発見・早期対応のため、市民の健康づくり運動のさらなる展開、健（検）診事業や介護予防事業などを進めていきます。また、総合的な医療体制の充実を図りつつ、保健・医療・福祉の連携のもとで総合的な健康と生活の安心を守っていきます（保健医療）
- 保育所や在宅保育支援の充実をはじめ、地域ぐるみの取り組みを強めていくことで、総合的な子育て・子育て支援の充実を図っていきます（子育て・子育て）
- 介護保険制度を中心とした生活支援サービスの充実を進めて高齢期における生活の安心・安全を守るとともに、社会参加の促進を図っていきます（高齢期の生活）
- 「障害のある人もない人も、誰もが生き生きと輝けるまち」を目指し、障害のある人の生活の安心・安全を守るとともに、誰もが自らの意思によって自己実現を図っていける地域社会づくりを進めます（障害のある人の生活）
- 誰もが住み慣れた地域で、その人らしく自立し、心豊かな生活がおくれるよう、多様な地域の生活（福祉）課題に対応できる地域社会づくりを進めていきます（地域福祉）
- 働く意欲がありながら働くことができない人たちへの支援を行います。また、誰もが健康で文化的な最低限度の生活を損なうことがないようセーフティネットの適切な運用を図るとともに、困窮状態にある人それぞれの生活全体を包括的に支援する仕組みの強化を図っていきます（雇用対策とセーフティネット）
- 地域ぐるみによる防災・防犯体制の強化や消費生活の安心確保、交通安全対策等を図っていくことにより、地域社会の安全・安心をよりいっそう高めていきます（生活安全）

(3) 「心地よさ」が感じられるまちへ

琵琶湖をはじめとした自然環境と将来にわたって調和して、住まい暮らし人にとっても、訪れる人にとっても、いつも、あたたかさや季節の移り変わり、心地よさが感じられるまちをつくっていきます。

- 自然環境の保全と調和的な利用に努めるとともに、湖岸・河川空間や歴史資産の保全と活用により、まちのうるおいをつくっていきます（うるおい）
- 都市景観と農村景観の良好な景観の形成と誘導を図っていきます（景観）
- 低炭素型社会への移行など、地球環境問題に対する地域からの取り組みを進めるとともに、地域社会の基礎の仕組みとして省資源とリサイクルを総合的に推進し、省エネルギーと新エネルギー利用の推進に努めます。また、ごみ、し尿の適正処理と環境美化の推進、生活環境の保全と公害防止、既存墓地の適正管理と墓地公園の環境整備に努めます（生活環境）
- 多様な住まいのニーズを受け止める、良質な住宅ストックによる良好な住環境の誘導を図り、これらの環境を将来に引き継いでいくとともに、すべての市民の居住の安定確保のための住宅セーフティネットを充実させます（都市基盤；住宅・住生活）
- JR 駅周辺の良好な市街地の整備を進め、緑の環境増進に努めます（都市基盤；市街地）
- 道路・公共交通等による総合的な交通体系の充実を図ります（都市基盤；道路・交通）
- 安全でおいしい水の供給と、家庭や事業所等からの汚れた水の浄化のため、上下水道の整備と確実な維持保全に努めます（都市基盤；上下水道）
- 河川・排水路の適切な維持管理とともに、天井川の平地化の促進と雨水幹線の整備を進めます（都市基盤；河川・排水路）

(4) 「元気」があふれるまちへ

地域に暮らし働くなかに、人・物・事・情報の多様な交流を導いて、農業や商工業など地域産業全体の活力を高め、また、地域コミュニティ活動やその他の市民活動の活発化を促して、“まちの元気”をつくっていきます。

- 本市の農業が地域の環境を守る安定した産業として将来にわたって継続するよう努めます。また、水産業の振興を図ります（農業、水産業）
- 市内立地企業や大学とのネットワークのもとで、異業種交流や産学連携による新産業創出、第二創業、企業誘致などを促していきます。また、積極的に市内企業の振興に努めます。（工業）
- 中心市街地の活性化のため、市民・事業者とともに総合的な取り組みを推進します。また、市内各地域での生活利便性の確保のための取り組みを進めます（商業・サービス業）
- 自然や歴史的資源だけでなく、まちと人、暮らしと産業などを含め、すべてを資源とした観光振興を展開していきます（観光）
- 地域生活の安全・安心の要であり、本市に魅力と個性をもたらす基礎である地域コミュニティの強化を図ります。コミュニティ活動、市民活動の活性化とネットワークを進めます（コミュニティ・市民自治）
- 都市間交流と国際交流を進めながら、本市に様々な人と文化と産業の交流を導き、コミュニティ FM などを用いた活発な情報受発信によって草津のまちと市民をアピールしていきます（交流・発信）

3. まちづくりの姿勢

地域の社会資源・財源を有効に活用し、市民ニーズを的確に捉えた公共サービスを提供する「地域経営」への転換を図り、また、市民自治の基盤強化を進めるため、以下に取り組むこととします。

(1) 地域経営への転換 -行財政マネジメント力の強化-

まちづくりに関する情報を市民にわかりやすく提供し、市民ニーズを踏まえた適切な行財政マネジメント（運営管理）を行います。

そのため、行政自らの人材育成と政策形成・施策遂行の能力向上に努め、事務事業の効率化と広域連携の推進を図ります。

- 町内会や各種団体活動を通じて、あるいは、アンケート調査、ワークショップなどによって市民ニーズの的確な把握に努めます。
- 基本計画の進捗管理と達成評価が可能な仕組みを整備するとともに総合的な財務状況を誰もが的確に把握できるよう公会計制度への移行を行い、行財政の運営状況について、行政による自己評価、外部機関評価など本市行政の評価を行い改革します。
- その他、様々な情報の継続的な収集と管理を行い、適切な時期にわかりやすく市民に公開して、市民がまちづくりに有益に活用できるよう努めます
- 対話型行政、協働のまちづくりのための人材の育成に努め、構想に基づくまちづくりを推進していくための政策形成能力の強化を図ります。
- 各施策・事業について、総合的な視点から行政コスト対効果を分析し、また、近隣自治体等との連携を強めて、事務事業の効率化と財政基盤の強化を進めます。

(2) 市民自治基盤の強化 -“新しい段階”の市民自治へ-

市民による地域自治の仕組みを、より自主的な取り組みへと活発化させ、将来的に財源と意思決定の仕組みを備えた組織としていくため、多様な参加と協働の仕組みをわかりやすく整理しながら、地域コミュニティの強化を図ります。

- 地域コミュニティに対して、地域の魅力と課題の共有、顔の見える関係づくりや地域生活におけるルールづくりなど、それぞれの地域におけるまちづくりの展開において、参画と協働、意思決定の仕組みなどを地域自らがつくりだし守っていけるよう、総合的に支援します。
- 地域コミュニティによるまちづくりから草津市全体のまちづくりまで、様々な段階における参加・協働の仕組みを、誰もがわかりやすく整備し、広めていきます。

4. リーディング・プロジェクト

リーディング・プロジェクトは、構想に基づく本市まちづくりを牽引する施策群です。

(1) くさつ感動交^{ジャンクション}差点・プロジェクト

(2) 快^{かいゆう}遊生活タウン・プロジェクト

(3) 近隣SAFE・プロジェクト

リーディングプロジェクト研究チーム

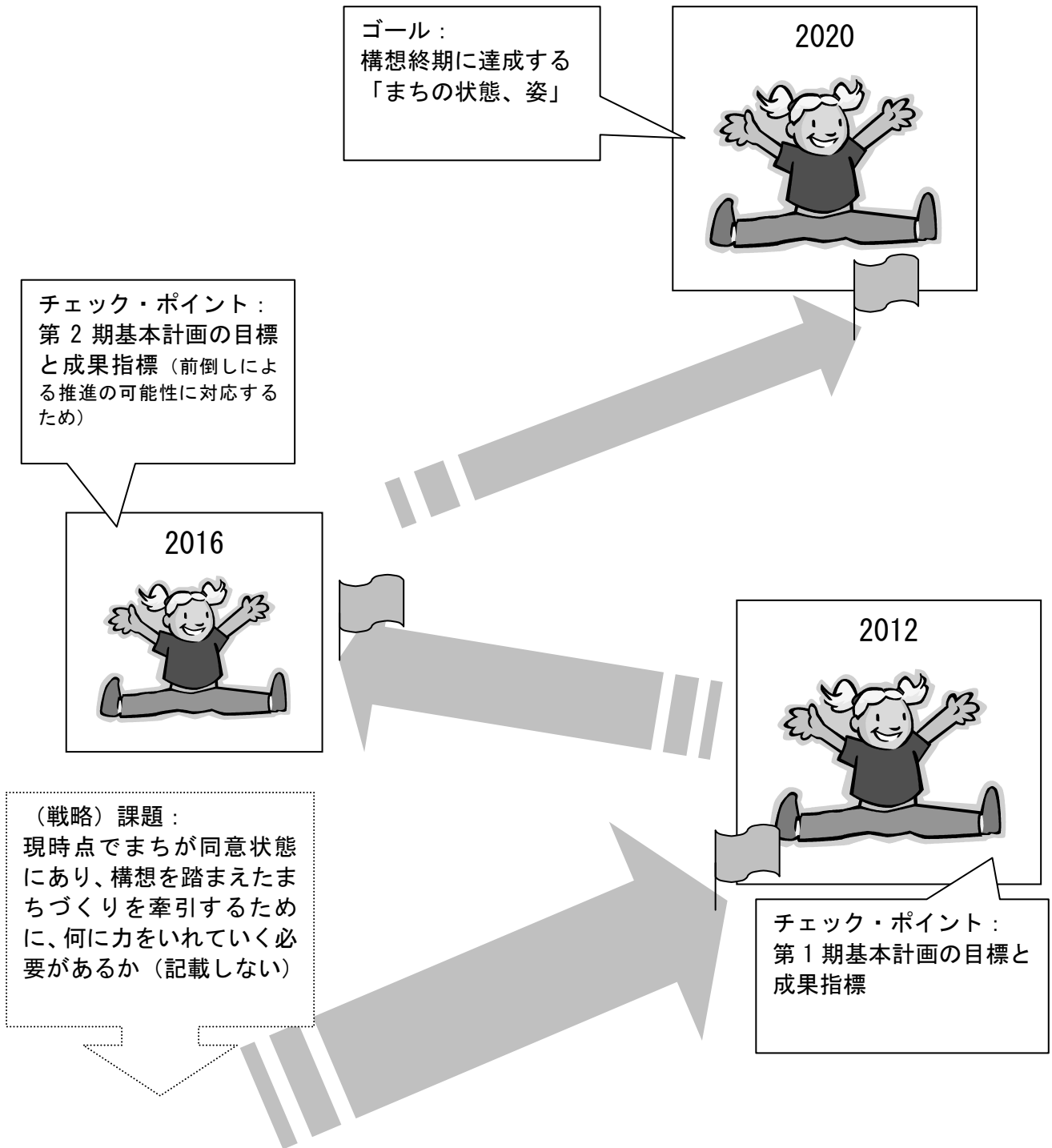
所属		役職	氏名	座長・副座長
都市建設部	都市計画課	参事	西村 新朗	座長
総合政策部	危機管理課	専門員	古川 郁子	
総務部	債権対策課	専門員	北相模 政和	
都市建設部	道路課	専門員	福井 教之	
教育委員会	教育総務課	専門員	木村 博	
教育委員会	文化財保護課	専門員	岩間 一水	
健康福祉部	保険年金課	主査	吉田 万里	
教育委員会	教育総務課	主査	山岡 正明	
総務部	予算調整課	主任	中立 輝	
総務部	税務課	主任	三浦 絵美	

総合計画進行管理研究チーム

所属		役職	氏名	座長・副座長
健康福祉部	社会福祉課	副参事	西 典子	副座長
総務部	債権対策課	副参事	千代 治之	
総合政策部	職員課	専門員	山際 喜一郎	
人権市民協働部	人権政策課	専門員	山本 陽一	
都市建設部	建築住宅課	専門員	平尾 聡	
教育委員会	教育総務課	専門員	河合 裕明	
総務部	予算調整課	主査	安藤 智至	
都市建設部	都市計画課	主査	錦織 明子	
総合政策部	秘書課	主任	岡村 美穂	
総務部	納税課	主任	村木 孝信	

リーディング・プロジェクト 1

■ロードマップ



■このプロジェクトのねらい

- ***の理由で、&&&をゴールとしたまちづくりの取り組みを強く推し進めていく（5行程度）

■当面の施策・事業の展開

（施策の構成）



（総括担当課）

（重点事業）

事業名	事業概要 (事業のゴールを明記)	成果指標	主担当課	予算規模

（市民・その他の役割；3プロジェクトをまとめて記載か）

プロジェクト研究スケジュール

	4月			5月			6月			7月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
リーディング プロジェクト		● 仮説の検証	→● プロジェクト研究		→● ロードマップ研究		→● まとめ	→	報告			
基本計画の 進行管理		● 評価システムの検証	→● 進行管理研究				→● まとめ	→	報告			
市民会議						●						→

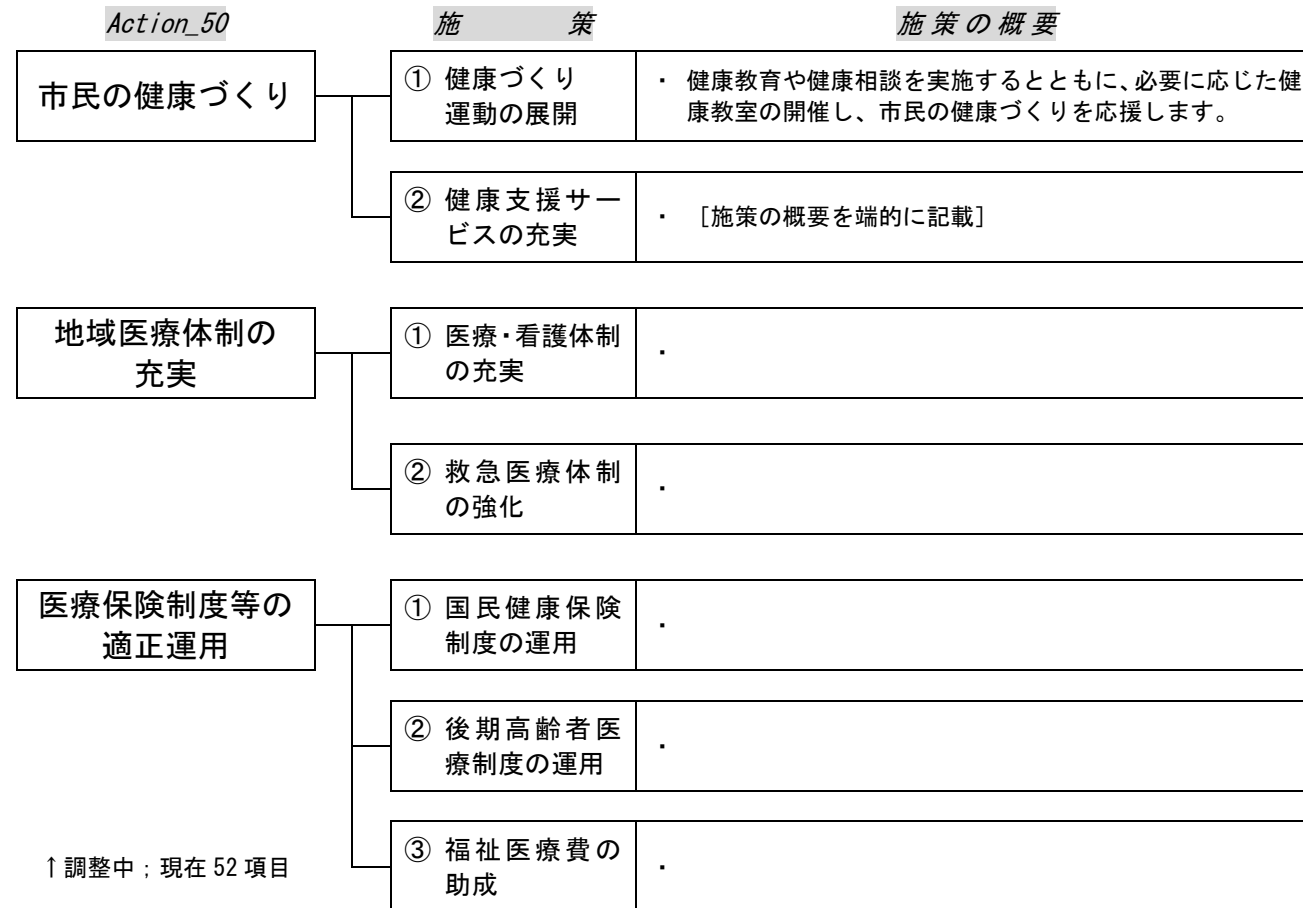
保健医療

この分野の施策は「健康増進課」が主に担当します。


概況と課題 (施策領域 [Action] ごと; 内容はアタリ)

- 人生を明るく健やかに過ごすためには「自分の健康は自分で守り育てる」という自覚を一人ひとりが持つことが大事です。
- [原則的内容を記載]
-
- 生活習慣病予防を中心に、市民の健康づくりをよりいっそうサポートしていくことが求められます。
- [課題を記載]
-

■この分野の取り組み



■Action 50 が目指す 2020 (仮説を提示し、市民会議で設定)

 メタボリック症候群の人が減る！	・ [ゴールとなる状態像を、イメージ・イラストと端的なフレーズで表現]	
市民の健康づくり	地域医療体制の充実	医療保険制度等の適正運用
指 標： スタート：(2010 値) 計画期間：(2012 値) ゴール：(2020 値)	指 標： スタート： 計画期間： ゴール：	指 標： スタート： 計画期間： ゴール：

■私たちに期待される役割 (仮説を提示し、市民会議で設定)

	市民	行政	その他
市民の健康づくり			
地域医療体制の充実			
医療保険制度等の適正運用			

(関連データ)

■新体系の設計

施策の基本方向	施策分野(仮) (構想と整合)	新体系_施策領域(仮) (goalとセット/施策詳細レベル)	新体系_施策(仮)	備考	2010を踏まえた施策領域 (当初たたき台)	2010基本方針	
「人」が輝くまちへ	人権	人権文化の醸成	①人権と平和を尊重する施策の推進 ②人権文化を高める市民活動の支援・促進		人権保護	①人権尊重意識の高揚 ②人権と平和を尊ぶる都市の実現 ③人権擁護に関する体制づくり	
		人権教育の推進	①人権についての知識普及と意識啓発 ②人権についての学習機会の拡充と内容の充実 ③同和教育の推進		人権教育	①人権と平和を尊重したまちづくり ②啓発活動の活性化 ③同和教育推進体制の充実 ④学習機会の拡充と学習内容の充実 ⑤商業地域住民の教育文化の振興 ⑥企業内同和教育の推進	
		人権の擁護	①人権擁護対策の充実 ②人権相談の体制の充実			①男女平等社会をめざす意識啓発 ②男女がともに参画するまちづくり ③男女がともにいきいきと働くための環境づくり ④男女がともに働く健康、福祉のまちづくり ⑤総合推進体制の充実	
	男女共同参画	男女共同参画社会の構築	①男女共同参画についての知識普及と意識啓発 ②ワークライフ・インテグレーションの促進			男女共同参画	①生涯学習活動の推進 ②学んだ成果を生かした地域づくりの推進 ③生涯学習活動拠点の整備 ④現代的課題をとり入れた学習内容の充実 ⑤学校教育からの取り組み ⑥社会教育からの取り組み ⑦推進組織の育成 ⑧文化施設の充実 ⑨文化団体・指導者の育成 ⑩勤労者福祉の充実 ⑪ゆとり生活の創造
		生涯学習・スポーツ	生涯学習体系の充実 生涯学習の振興 生涯スポーツの振興	①地域協働合校セカンド・ステージの展開 ②生涯学習拠点の整備とネットワーク ③生涯学習内容の充実 ④生涯学習の成果を生かした地域づくり ⑤生涯スポーツの普及と振興 ⑥スポーツに親しむ場と機会の充実	市民文化の森構想	生涯学習	①生涯学習活動の推進 ②学んだ成果を生かした地域づくりの推進 ③生涯学習活動拠点の整備 ④現代的課題をとり入れた学習内容の充実 ⑤学校教育からの取り組み ⑥社会教育からの取り組み ⑦推進組織の育成 ⑧文化施設の充実 ⑨文化団体・指導者の育成 ⑩勤労者福祉の充実 ⑪ゆとり生活の創造
	学校教育・青少年	義務教育の充実	①教育カリキュラムの充実 ②障害のある子どもへの教育の充実 ③子どもと家庭への相談対応の充実 ④教育施設・設備の充実と適切な維持管理・更新 ⑤教育研究施設の機能強化			義務教育	①生涯学習活動の推進 ②学んだ成果を生かした地域づくりの推進 ③生涯学習活動拠点の整備 ④現代的課題をとり入れた学習内容の充実 ⑤学校教育からの取り組み ⑥社会教育からの取り組み ⑦推進組織の育成 ⑧文化施設の充実 ⑨文化団体・指導者の育成 ⑩勤労者福祉の充実 ⑪ゆとり生活の創造
		大学など高等教育の充実 青少年の健全育成	①高校教育の充実 ②大学を先立たないまちづくりの展開 ③青少年教育の充実 ④青少年活動の活性化と社会参加の促進 ⑤青少年の健全育成に向けた活動への支援			高等教育・大学 青少年健全育成	①生涯学習活動の推進 ②学んだ成果を生かした地域づくりの推進 ③生涯学習活動拠点の整備 ④現代的課題をとり入れた学習内容の充実 ⑤学校教育からの取り組み ⑥社会教育からの取り組み ⑦推進組織の育成 ⑧文化施設の充実 ⑨文化団体・指導者の育成 ⑩勤労者福祉の充実 ⑪ゆとり生活の創造
	「安心」が得られるまちへ	保健医療	市民の健康づくり	①健康づくり運動の展開 ②健康支援サービスの充実		健康づくり、健(株)診	①健康づくりの推進 ②健康づくりの基盤整備
			地域医療体制の充実	①医療・看護体制の充実 ②救急医療体制の強化 ③国民健康保険制度の運用		地域医療	①健康づくりの推進 ②健康づくりの基盤整備 ③医療・看護体制の整備、充実
			医療保険制度等の適正運用	①後期高齢者医療制度の運用 ②福祉医療費の助成		国民健康保険等	②国民健康保険 ③福祉医療費助成 ④後期高齢者医療 ⑤母子保健サービスの充実 ⑥保育の充実
子育て・子育て		母子保健等の充実	①周産期医療・小児医療の充実 ②母子保健サービスの充実			母子保健	①児童の健全育成 ②子育て支援の推進と支援体制の推進 ③子育てを支援するためのネットワークの形成
		就学前教育・保育の充実	①在宅保育支援の充実 ②保育の充実 ③就学前教育の充実 ④放課後児童対策の充実			就学前教育保育	①児童の健全育成 ②子育て支援の推進と支援体制の推進 ③子育てを支援するためのネットワークの形成
高齢期の生活		地域ぐるみの子育て・子育て支援	①子育て支援ネットワークの充実 ②子どもが伸び伸びできる安全な遊び場づくり ③ひとり親家庭等への支援の充実			子育てを支援する地域 母子父子福祉、その他の児童福祉	①児童の健全育成 ②子育て支援の推進と支援体制の推進 ③子育てを支援するためのネットワークの形成
		「生涯現役」プログラムの展開	①熟年世代からの「老後の準備」の普及啓発 ②高齢期の生きがい対策の充実 ③介護予防の推進			高齢者福祉	①在宅福祉サービスの充実 ②総合福祉サービスの整備と老人福祉施設の充実 ③保健・医療・福祉の連携と「福祉の輪」づくりの推進 ④高齢者の健康・生きがい対策の推進 ⑤高齢者にやさしい生活空間の整備 ⑥介護保険制度の運営 ⑦介護保険
		高齢期の生活支援 介護保険制度等の適切な運用	①介護保険サービスの充実と適切な利用の促進 ②高齢福祉サービスの充実と適切な利用の促進 ③介護保険制度等の適切な運用 ④介護保険制度等の理解促進と利用支援 ⑤生活支援サービスの質の確保・向上 ⑥国民年金制度の適切な運用			国民年金等	①国民年金 ②障害者や歩む地域社会の実現 ③保健・医療・福祉施設の充実 ④学習機会の拡充と社会参加の促進 ⑤教育の推進と職業の安定 ⑥障害者の生きがいづくり
障害のある人の生活		障害のある人の生活支援	①障害福祉サービスの体系的強化 ②障害の予防と早期発見・早期対応 ③生涯を通じた育ちと学びへの支援 ④余暇活動等に親しめる地域づくり ⑤社会参加と自己実現のニーズへの対応			障害(児)者福祉	①国民年金 ②障害者や歩む地域社会の実現 ③保健・医療・福祉施設の充実 ④学習機会の拡充と社会参加の促進 ⑤教育の推進と職業の安定 ⑥障害者の生きがいづくり
		障害のある人の社会参加の促進	①障害と障害のある人についての知識普及と意識啓発 ②ふれあい交流の機会の拡充				①国民年金 ②障害者や歩む地域社会の実現 ③保健・医療・福祉施設の充実 ④学習機会の拡充と社会参加の促進 ⑤教育の推進と職業の安定 ⑥障害者の生きがいづくり
地域福祉	「福祉力」のある地域づくり	①福祉教育の充実 ②地域福祉の担い手の確保とネットワーク ③保健・医療・福祉の連携強化 ④災害時等の要援護者対策の強化 ⑤福祉サービス等の利用支援の充実			地域福祉	③保健・医療・福祉の連携と「福祉の輪」づくりの推進 ④地域福祉の担い手の育成、発掘 ⑤地域福祉活動のネットワークづくり ⑥地域資源の有効な活用 ⑦地域福祉推進団体の活動促進 ⑧福祉を先取りする地域づくり ⑨安心して福祉サービスを利用できる仕組みの整備 ⑩災害時の要援護者の情報把握と共有 ⑪障害者にやさしい生活空間の整備	
	雇用対策とセーフティネット	市民生活の安定確保	①雇用の安定の確保 ②就労支援体制の充実 ③セーフティネットの充実	住宅セーフティネットの強化	雇用対策	①国民年金 ②障害者や歩む地域社会の実現 ③保健・医療・福祉施設の充実 ④学習機会の拡充と社会参加の促進 ⑤教育の推進と職業の安定 ⑥障害者の生きがいづくり	
生活安全	まちの安全性の向上	①地域防犯・防災体制の強化 ②「防災都市づくり」の推進 ③消防・救急体制の強化 ④交通安全対策の強化	建築物耐震化	防災(地震対策、排水・治水等)	防災	①災害に強いまちづくりの推進 ②自主防災体制の確立 ③防災体制の強化 ④消防・救急体制の強化 ⑤防犯対策の充実	
	消費生活の安心確保	①消費者・消費者団体の育成・支援 ②消費者保護対策の充実			消費生活	①自立した消費者の育成 ②消費者保護の充実 ③消費者団体の育成に向けた支援 ④環境計画の策定と推進 ⑤自然環境の保全 ⑥貴重な生態系に配慮した環境保全 ⑦市民の環境保全活動への支援	
「心よさ」が感じられるまちへ	自然環境	生物多様性の保全	①山・里・まち・琵琶湖の生態系ネットワークの保全 ②環境学習の充実 ③自然環境保全活動への支援		自然環境	①自然環境の保全 ④貴重な生態系に配慮した環境保全 ⑦市民の環境保全活動への支援	
		やすらぎ・憩いの環境づくり	①公園・緑地の整備 ②水辺空間の保全と活用 ③旧基津川農田敷地の活用		公園・緑地、水辺空間	①自然環境の保全 ④貴重な生態系に配慮した環境保全 ⑦市民の環境保全活動への支援	
		歴史資産の保全と活用	①文化財の保全と継承 ②歴史資産を生かしたまちづくり			歴史資産・文化財	①自然環境の保全 ④貴重な生態系に配慮した環境保全 ⑦市民の環境保全活動への支援
	景観	良好な景観の保全と創出	①自然的・歴史的景観の保全と活用 ②都市景観の形成	「気づく・守る・つくる」	景観	①環境計画の策定と推進 ⑤防犯対策の充実	
		地球環境問題対策への寄与	①地球環境問題対策の世界視点としての役割の発揮 ②地球環境問題を踏まえた地域社会づくりの推進 ③省資源・リサイクルの推進 ④省エネルギーと新エネルギー利用の推進		地球環境問題対策 省資源・リサイクル	①環境計画の策定と推進 ⑤防犯対策の充実	
	生活環境	資源・エネルギーの有効利用	①省資源・リサイクルの推進 ②省エネルギーと新エネルギー利用の推進			省資源・リサイクル	①環境計画の策定と推進 ⑤防犯対策の充実
		廃棄物の適正処理	①ごみの適正処理 ②ごみの適正処理 ③環境美化の推進			省エネルギー・新エネルギー	①環境計画の策定と推進 ⑤防犯対策の充実
	環境汚染・公害のないまちづくり	環境汚染・公害のないまちづくり	①環境汚染等の防止 ②環境汚染・公害への適切な対策			廃棄物	①ごみの適正処理 ②ごみの適正処理 ③環境美化の推進 ④環境計画の策定と推進 ⑤防犯対策の充実
		墓地・火葬場の適正管理	①墓地の適正管理 ②火葬場の適正管理	墓地公園の検討 改修整備	公営	①ごみの適正処理 ②ごみの適正処理 ③環境美化の推進 ④環境計画の策定と推進 ⑤防犯対策の充実	
	都市基盤	住まいと暮らしの魅力の向上	①「暮らし@草津」の提案 ②「まちなか」整備の推進 ③市街地の整備と土地利用の適切な誘導 ④良好な住宅の供給・流通の促進 ⑤良好な住環境づくりの促進			高層・低層 住宅・住生活	①ごみの適正処理 ②ごみの適正処理 ③環境美化の推進 ④環境計画の策定と推進 ⑤防犯対策の充実
道路体系の充実		①広域主要幹線道路等の整備促進 ②幹線道路の整備 ③生活道路の整備 ④歩道・自転車道等の整備			市街地	①ごみの適正処理 ②ごみの適正処理 ③環境美化の推進 ④環境計画の策定と推進 ⑤防犯対策の充実	
公共交通体系の充実	公共交通体系の充実	①公共交通機関の利便性の向上 ②市内循環移動の充実 ③新交通システムの導入検討			道路・交通	①ごみの適正処理 ②ごみの適正処理 ③環境美化の推進 ④環境計画の策定と推進 ⑤防犯対策の充実	
	ユニバーサルなまちづくり	①まちのバリアフリー化の促進 ②情報・コミュニケーションのバリアフリー化の促進			まちのバリアフリー	①ごみの適正処理 ②ごみの適正処理 ③環境美化の推進 ④環境計画の策定と推進 ⑤防犯対策の充実	
おいしい水の安定供給	おいしい水の安定供給	①給配水管の維持管理 ②水質管理の強化			上下水道	①ごみの適正処理 ②ごみの適正処理 ③環境美化の推進 ④環境計画の策定と推進 ⑤防犯対策の充実	
	汚水の適正処理	①トイレの水流化の促進 ②汚水処理施設の整備と維持管理				①ごみの適正処理 ②ごみの適正処理 ③環境美化の推進 ④環境計画の策定と推進 ⑤防犯対策の充実	
治水対策	治水対策	①河川・排水路の整備 ②公共下水道雨水幹線の整備			河川・排水路	①ごみの適正処理 ②ごみの適正処理 ③環境美化の推進 ④環境計画の策定と推進 ⑤防犯対策の充実	
	市民文化	市民文化の醸成	①運動を通じてのコミュニティ・プライドの醸成 ②文化・芸術の振興 ③多文化交流の促進		市民文化	①ごみの適正処理 ②ごみの適正処理 ③環境美化の推進 ④環境計画の策定と推進 ⑤防犯対策の充実	
農業・水産業	農業の振興	①農業経営の安定化 ②農業基盤の保全と整備	ブランド化 低環境農産		農業、水産業	①ごみの適正処理 ②ごみの適正処理 ③環境美化の推進 ④環境計画の策定と推進 ⑤防犯対策の充実	
	漁業の振興	①漁業経営の安定化 ②漁場環境の保全と漁業資源の確保	ブランド化			①ごみの適正処理 ②ごみの適正処理 ③環境美化の推進 ④環境計画の策定と推進 ⑤防犯対策の充実	
商業・サービス業	商業・サービス業の振興	①「まちなか」商業の活性化 ②小地域ごとの商業基盤の確保 ③地産地消の推進			商業・サービス業	①ごみの適正処理 ②ごみの適正処理 ③環境美化の推進 ④環境計画の策定と推進 ⑤防犯対策の充実	
	工業の振興	①新産業の創出と既存企業のイノベーション支援 ②研究開発企業・機能の集積と集積の促進 ③「草津ブランド」のセールス・プロモーションの展開			工業、地場産業	①ごみの適正処理 ②ごみの適正処理 ③環境美化の推進 ④環境計画の策定と推進 ⑤防犯対策の充実	
観光	地場産業の振興	①伝統技術の保全と継承 ②新たな製品開発とブランド化の支援				①ごみの適正処理 ②ごみの適正処理 ③環境美化の推進 ④環境計画の策定と推進 ⑤防犯対策の充実	
	観光の振興	①観光資源の開発とネットワーク ②観光関連産業の振興	観光バック開発 飲食、物産、宿泊等	観光	①ごみの適正処理 ②ごみの適正処理 ③環境美化の推進 ④環境計画の策定と推進 ⑤防犯対策の充実		
コミュニティ・市民自治	地域コミュニティと自治の強化	①地域コミュニティ活動の活性化 ②各種市民活動の活性化 ③活動支援機会の充実とネットワーク ④パートナーシップによるまちづくりの推進	地域福祉との整理	コミュニティ	①ごみの適正処理 ②ごみの適正処理 ③環境美化の推進 ④環境計画の策定と推進 ⑤防犯対策の充実		
	情報・交流	情報技術の有効活用	①まちづくり情報基盤の整備 ②市役所情報化の推進 ③情報管理の強化	情報公開、個人情報保護	情報	①ごみの適正処理 ②ごみの適正処理 ③環境美化の推進 ④環境計画の策定と推進 ⑤防犯対策の充実	
多様な交流活動の展開	多様な交流活動の展開	①国際交流活動の促進 ②幅広い市民交流の促進 ③近隣自治体との連携の強化			都市間交流 国際交流	①ごみの適正処理 ②ごみの適正処理 ③環境美化の推進 ④環境計画の策定と推進 ⑤防犯対策の充実	

■新施策体系の考え方について

1. 施策の基本方向

- 基本構想の「まちづくりの基本方向」の4つの柱と一致します。

2. 施策分野

- 行政分野の括りであり、基本構想の「まちづくりの基本方向」の下位の内容と一致します。

3. 施策領域

- 施策の中括りであり、施策評価を行うレベルとして設定します。
- そのため、施策によって到達する「ゴール」のイメージを設定し、「成果指標」とともに示します（ご担当課を中心に仮に設定し、市民会議を通じて市民と共有を想定）
- 50項目を想定しています。

4. 施策

- いわゆる施策です。各施策領域における事業を、事業の目指すところを基準に質的に分類し整理して示します。
- 各領域で3～5施策を目安としており、1領域1施策とならないよう設定しています。
- 2010ビジョンでは、「行動の方向性を示す」本来の施策レベルと、「具体的な行動そのものに近い」事業レベルが混在していた側面があります。

例)

	2010 ビジョン	新体系
基本計画に掲載するレベル	2. 安全で快適な環境都市づくり 2-2 基盤整備 (2) 交通体系 ④ 環境にやさしい交通体系づくり ・ 車道、歩道への透水性舗装の導入	3 「心地よさ」が感じられるまちへ ■都市基盤 ■安全・快適な道路環境づくり ② 安全で快適な道路空間の整備
事務事業として管理するレベル		・ 車道、歩道への透水性舗装の導入